



次代を担う子どもをみんなで育むまち

平成26年12月

青梅市

はじめに



人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、保育ニーズの多様化も進んでいます。今、国や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築するということが時代の要請、社会の役割となっています。

こうした中、本市では、平成17年に次世代育成支援対策推進法にもとづく「青梅市次世代育成支援地域行動計画」を、平成22年には「青梅市次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」を策定し、社会全体で子育てができる環境づくりに取り組んでまいりました。また、子育て中の親だけではなく、次代を担う子ども・若者への支援を行うとともに、若い世代が安心して子どもを産み、子育てをしたくなるまちづくりを推進してきました。

平成24年8月には子ども・子育て関連3法が成立し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みが定められました。これを受け、このたび本市では、「子ども・子育て支援法」にもとづく平成27年度からの5年間を第1期とする「青梅市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

これを機に、第6次青梅市総合長期計画でうたっている「次代を担う子どもをみんなに育むまち」の施策をさらに推進してまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、御尽力いただきました、「青梅市子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」「パブリックコメント」などに御協力いただきました市民の皆様にお礼申し上げます。

平成26年12月

青梅市長 竹内俊夫



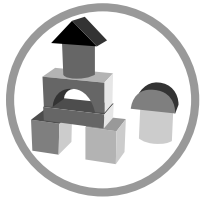
第1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	5
1 計画策定の背景	5
2 計画の位置づけ	6
3 計画期間	7
4 計画の策定体制	7
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	11
1 人口動態と子ども世帯	11
2 少子化の動向	15
3 子育て環境の状況	25
4 子育て支援事業の提供体制と利用状況	29
5 ニーズ調査	30
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 計画の基本方針	35
2 計画の性格	36
3 計画の構成	37
第2部 子ども・子育て支援のための事業	39
第1章 子ども・子育て支援施策の展開	43
1 新制度の全体像	43
2 新制度の事業体系	44
3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計	47
4 教育・保育の提供区域	49
5 教育・保育の一体的提供および推進に関する体制の確保の内容に関する事項	52
6 施設型給付	53
7 地域型保育給付	60
8 相談支援	64
9 訪問系事業	66
10 通所系事業	68
11 その他事業	84

第2章 その他関連施策の展開	89
1 産後の休業および育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保.....	89
2 児童虐待防止対策の充実.....	89
3 母子家庭および父子家庭の自立支援の推進.....	90
4 障害児施策の充実等.....	90
5 労働者の職業生活と家庭生活との両立.....	90
6 地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化.....	91
7 子育て世代の保護者負担の軽減.....	92
8 施設職員に対する支援.....	93
第3部 次世代育成支援地域行動計画から継承する事業	95
第1章 子どもが伸びやかに育つまちづくり	99
1 子どもが安心して楽しく過ごせるまちづくり.....	99
2 「生きる力」を育む教育の推進.....	101
3 子どもの人権の尊重.....	103
4 子どもの地域での活動を応援するまちづくり.....	105
第2章 子育ての喜びを感じられるまちづくり	109
1 男女がともに子育ての喜びを感じられるまちづくり.....	109
2 地域・世代間交流を進めるまちづくり.....	110
3 地域の子育ての場とネットワークづくり.....	111
第3章 すべての子育て家庭を支援する地域づくり	115
1 子育て相談・情報提供体制の充実.....	115
2 子育て支援サービスの充実.....	116
第4章 働きながら子どもを育てる家庭への支援の充実	119
1 保育サービスの充実.....	119
第5章 母と子の健康づくり	123
1 保健・医療体制の充実.....	123
2 母と子の健康づくり支援の充実.....	123
3 思春期保健対策の推進.....	124
第6章 支援が必要な子どもと家庭への支援の充実	127
1 子どもの虐待防止の取組の充実.....	127
2 ひとり親家庭等の自立支援.....	127
3 障害のある子どもがいる家庭への支援の充実.....	127
第4部 計画の推進体制	129
計画の推進体制	131
1 計画の推進.....	131
2 それぞれの分野での役割.....	131
3 計画の進行管理.....	133

資料編	135
1 子ども・子育て支援法（抜粋）	137
2 計画策定の経過	141
3 青梅市子ども・子育て会議条例	143
4 青梅市子ども・子育て会議委員名簿	145
5 青梅市子ども・子育て支援事業計画検討委員会設置要綱	146
6 青梅市子ども・子育て支援事業計画検討委員会委員名簿	148
7 青梅市子ども・子育て支援事業計画検討委員会部会員名簿	149
8 用語解説	150

The background features a series of vertical stripes in varying shades of gray, some solid and some with gaps. A large, dark gray circle is centered on the page, overlapping several stripes. To its left is a solid light gray circle, and to its right is a smaller circle with a white background and dark gray dots. Below the large circle, a dotted line forms a semi-circular shape. The text '第1部 総論' is centered within the large circle.

第1部 総論



第1章 計画の策定にあたって





第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

急速な少子化の進展や保護者の就労環境の変化に伴い、乳幼児の保育、教育など、子どもを取り巻く環境は著しく変化しています。

このような状況の中、本市では平成17年に「次世代育成支援地域行動計画」を、平成22年には「次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」を策定し、次代を担う子どもたちの育成を支援するために様々な事業を展開してきました。

さらに、国ではすべての子どもの良質な育成環境を保障し、子ども子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる子ども・子育て関連3法を整備しました。これにより、子ども・子育て支援の新制度が平成27年度からスタートとなります。

青梅市の人口は減少傾向にあり、とりわけ子どもを産み育てる若年女性の人口減少傾向が強く、これに伴い、年少人口も減少しています。この人口減少傾向に歯止めをかけるためには、すべての子どもたちが健やかに、伸びやかに育つことができ、親も子育ての喜びを感じることができる社会の実現を目指すことも肝要であり、子育て家庭を社会全体で支援するという視点に立ち、新たな子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

こうしたことから、多様化する保育ニーズに対応するため、子ども・子育て支援法にもとづき、「青梅市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

また、これまで実施してきた「次世代育成支援地域行動計画」にもとづいた施策は、今後も子育て支援施策と密接にかかわることから、その関連部分を本計画に盛り込むことといたしました。

今後、国等の制度改正の状況やそれに伴う施策の見直し、また、施策展開の進捗状況や本市の財政状況等、様々な変化要因が考えられます。さらに、現在行っている次世代育成支援地域行動計画による事業検証の結果なども的確に反映させなければなりません。このため、毎年、事業の実施状況等からの検証を行い、必要に応じ本計画の見直しを実施していきます。

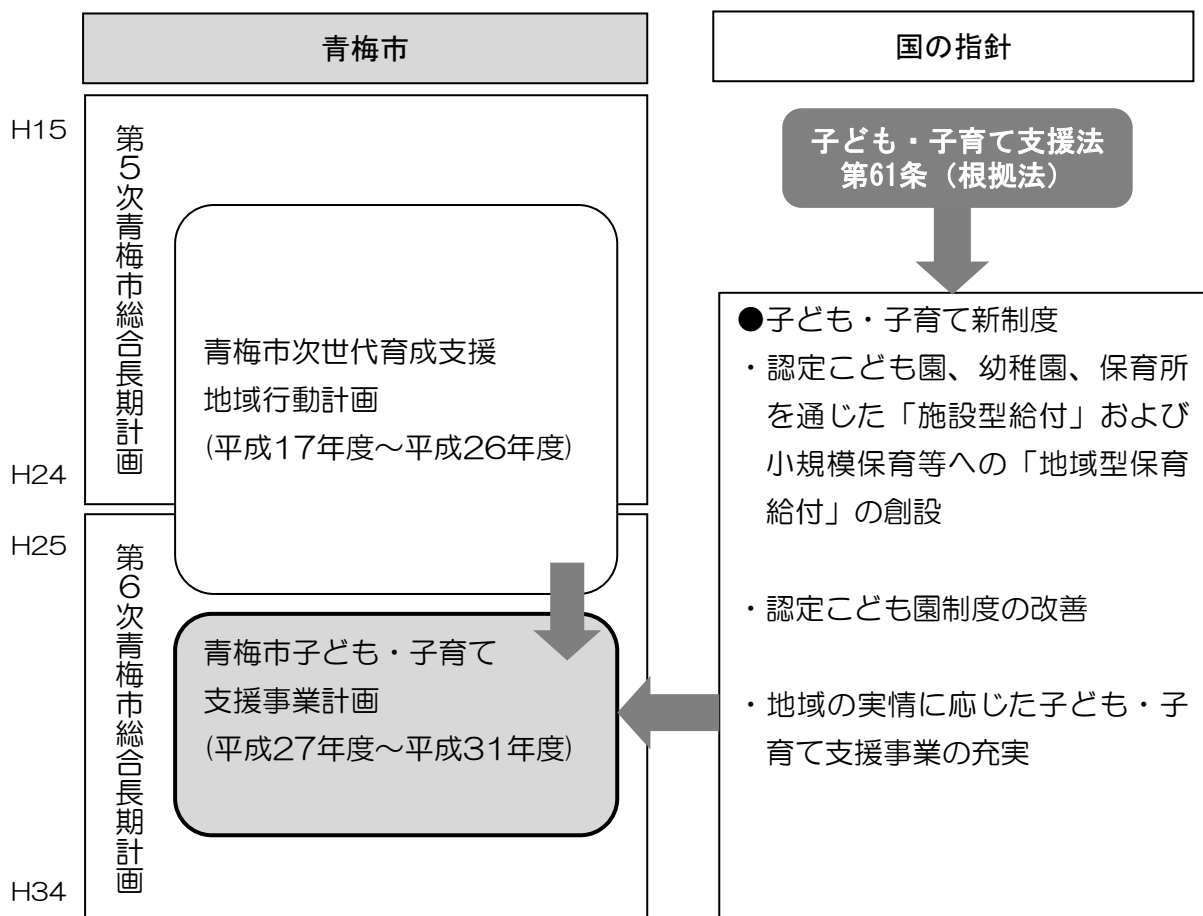
2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項にもとづく計画として、基本理念および子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定するものです。

[子ども・子育て支援法の基本理念]

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

図表 上位計画、関連法との関係





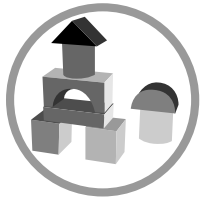
3 計画期間

本計画の期間は、子ども・子育ての新制度が始まる平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見直し	次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）									
					計画 策定	子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制

この計画は、本市の附属機関である「青梅市子ども・子育て会議」において、平成25年11月に実施した子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の結果や、青梅市子ども・子育て支援事業計画検討委員会での意見、パブリックコメントなど広く市民の方の意見をお聴きし、策定したものです。



第2章 子ども・子育てを取り巻く状況





第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口動態と子ども世帯

(1) 総人口と年少人口の推移

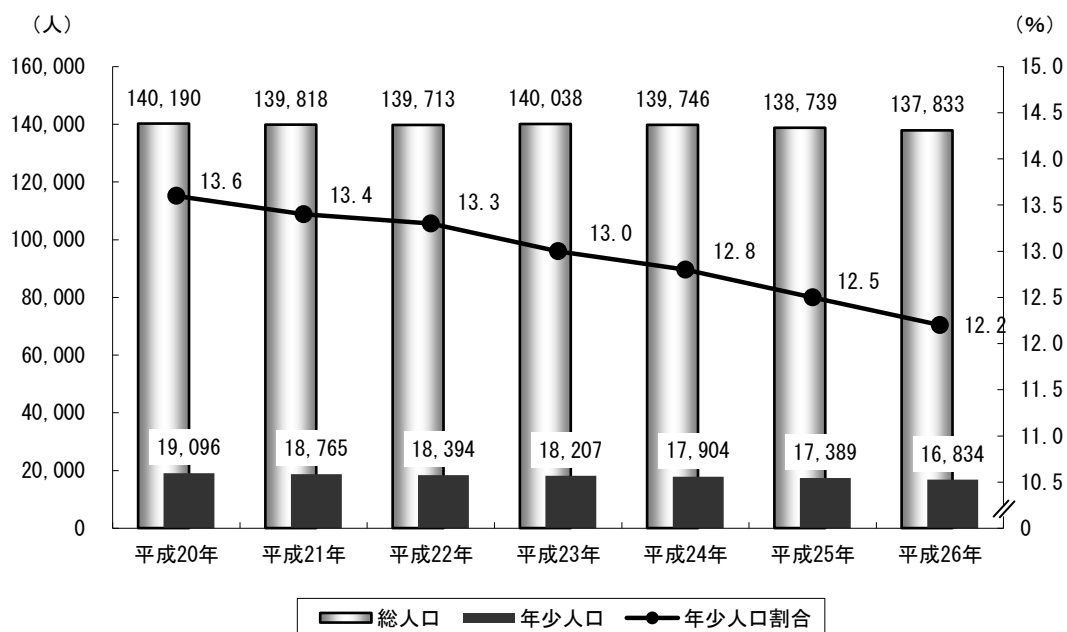
青梅市の人口は、平成26年1月1日現在、137,833人で減少傾向で推移しています。
年少人口（15歳未満）は、平成20年1月1日現在、19,096人が平成26年では16,834人となり、年少人口割合は12.2%で減少傾向で推移しています。

図表 総人口と年少人口の推移

単位：人、%

	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
総人口	140,190	139,818	139,713	140,038	139,746	138,739	137,833
年少人口 (15歳未満)	19,096	18,765	18,394	18,207	17,904	17,389	16,834
年少人口割合	13.6	13.4	13.3	13.0	12.8	12.5	12.2

資料：青梅市統計表（各年1月1日）、町丁別年齢別人口集計表



(2) 世帯数および1世帯あたり人員の推移

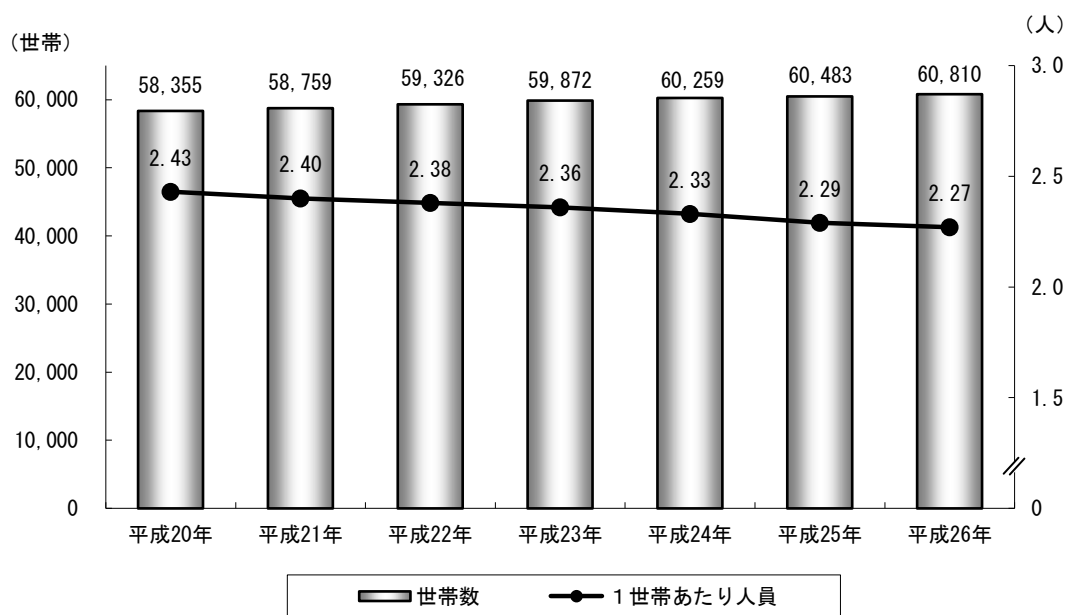
世帯数は増加傾向で推移し、平成26年1月1日現在60,810世帯で、平成20年から2,455世帯の増加となっています。一方、1世帯あたり人員は減少傾向で推移しており、平成26年1月1日現在の1世帯あたりの人員は2.27人で、核家族化が進行していることがうかがえます。

図表 世帯数および1世帯あたり人員の推移

単位：世帯、人

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
世帯数	58,355	58,759	59,326	59,872	60,259	60,483	60,810
1世帯あたり人員	2.43	2.40	2.38	2.36	2.33	2.29	2.27

資料：青梅市統計表（各年1月1日）、青梅市の世帯と人口

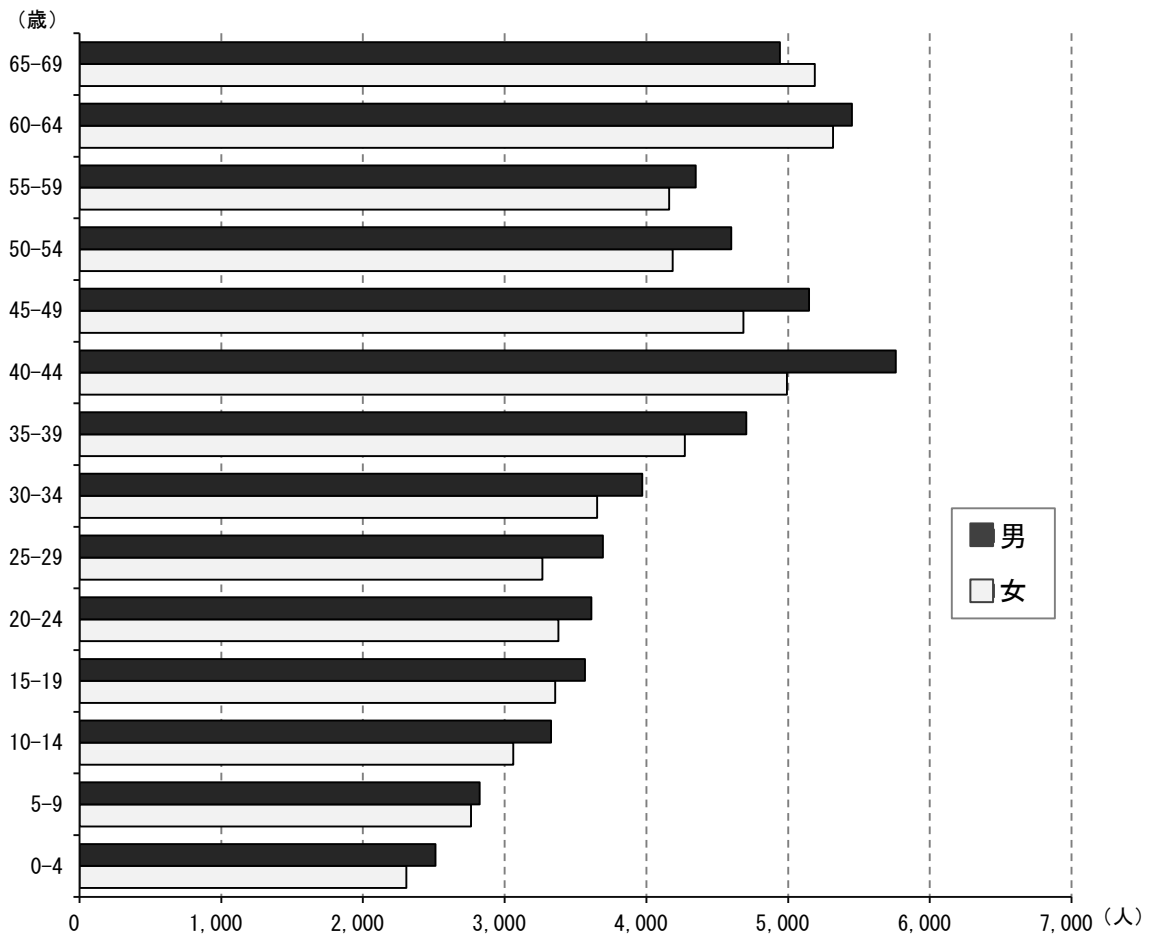




(3) 青梅市の性別・年齢別人口

平成26年4月1日現在の性別・年齢別人口をみると、64歳までは男性より女性が少ない状況となっています。特に、25～29歳の女性人口がその前後の年齢層の女性人口に比べ少なく、15歳以上では最も少なくなっています。

図表 性別・年齢別人口（0～69歳 平成26年4月1日）



	0-4	5-9	10-14	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69
■男	2,513	2,823	3,327	3,566	3,612	3,694	3,972	4,706	5,761	5,149	4,599	4,349	5,451	4,942
□女	2,306	2,762	3,061	3,357	3,379	3,267	3,652	4,271	4,992	4,685	4,185	4,160	5,318	5,188

資料：青梅市統計表（平成26年4月1日）

(4) 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯をみると、平成22年時点の核家族世帯(33,386世帯)は、総世帯数(52,352世帯)の63.8%を占め、「夫婦のみ」世帯、「女親と子ども」「男親と子ども」世帯が増加し、核家族世帯の53.0%が「夫婦と子ども」の世帯、14.9%が「ひとり親世帯(男親と子ども、女親と子ども)」となっています。

図表 世帯の家族類型の推移

単位：世帯

家族類型別世帯数	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	親族のいる世帯(再掲)	
					6歳未満	18歳未満
総数	45,181	49,180	52,090	52,352	4,854	12,885
A 親族世帯	34,476	36,670	37,356	37,581	4,827	12,796
I 核家族世帯	29,129	31,796	32,804	33,386	4,221	10,903
(1)夫婦のみ	6,709	8,564	9,606	10,740		
(2)夫婦と子ども	19,549	19,526	18,839	17,683	3,927	9,486
(3)男親と子ども	563	663	749	886	43	208
(4)女親と子ども	2,308	3,043	3,610	4,077	251	1,209
II その他の親族世帯	5,347	4,874	4,552	4,195	606	1,893
(5)夫婦と両親	162	169	152	129		
(6)夫婦とひとり親	425	442	510	490		
(7)夫婦、子どもと両親	1,353	1,027	839	704	173	512
(8)夫婦、子どもとひとり親	2,124	1,935	1,672	1,410	178	721
(9)夫婦と他の親族(親、子どもを含まない)	83	80	101	92	4	15
(10)夫婦、子どもと他の親族(親を含まない)	259	281	322	396	107	298
(11)夫婦、親と他の親族(子どもを含まない)	53	75	54	56	4	5
(12)夫婦、子ども、親と他の親族	358	249	208	165	82	132
(13)兄弟姉妹のみ	199	243	270	306	2	10
(14)他に分類されない親族世帯	331	373	424	447	56	200
B 非親族世帯	167	202	263	437	27	49
C 単独世帯	10,538	12,308	14,471	14,333		40

資料：国勢調査



2 少子化の動向

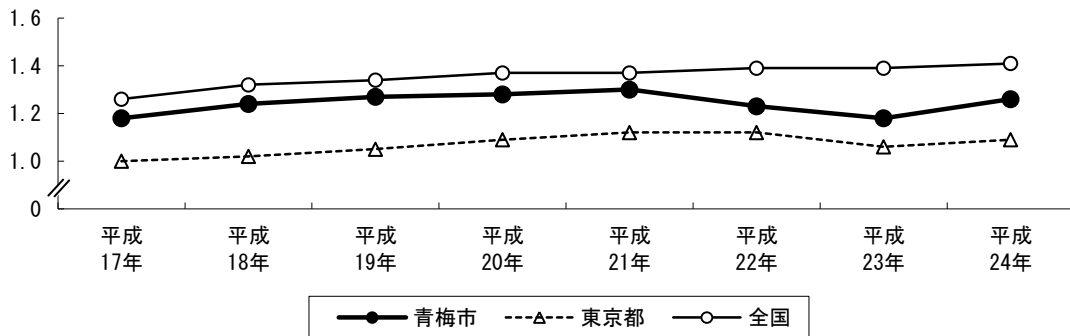
(1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率（女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数）の推移をみると、平成17年には1.18まで減少しましたが、その後増減を繰り返し、平成24年には1.26まで増加し、東京都を上回っていますが、全国の1.41に比べると大きく下回っています。

図表 合計特殊出生率の推移

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
青梅市	1.18	1.24	1.27	1.28	1.30	1.23	1.18	1.26
東京都	1.00	1.02	1.05	1.09	1.12	1.12	1.06	1.09
全国	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41

資料：東京都人口動態統計



(2) 出生数、出生率の推移

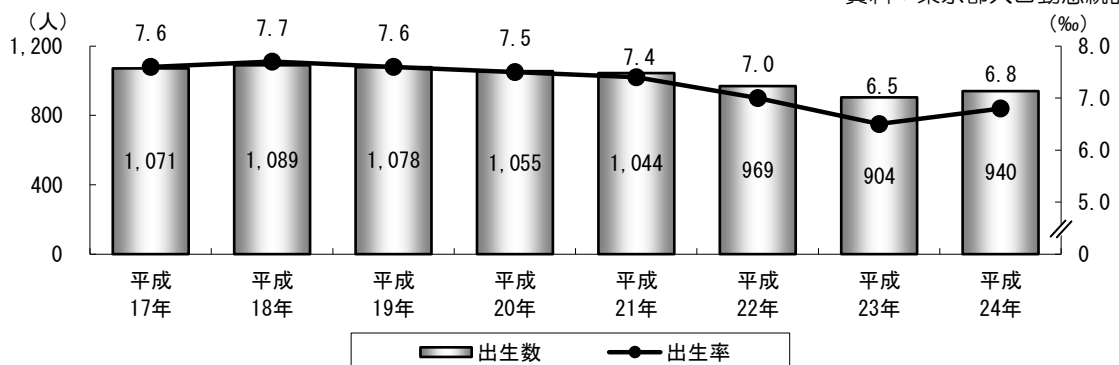
出生数、出生率（人口千人あたり）の推移では、出生数は平成18年から減少傾向に転じ、平成24年時点では940人、出生率（人口千人あたり）は6.8‰（パーミル）となっています。

図表 出生数、出生率の推移

単位：人、‰（パーミル、千分率）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
出生数	1,071	1,089	1,078	1,055	1,044	969	904	940
出生率	7.6	7.7	7.6	7.5	7.4	7.0	6.5	6.8

資料：東京都人口動態統計



(3) 出生率の推移の比較

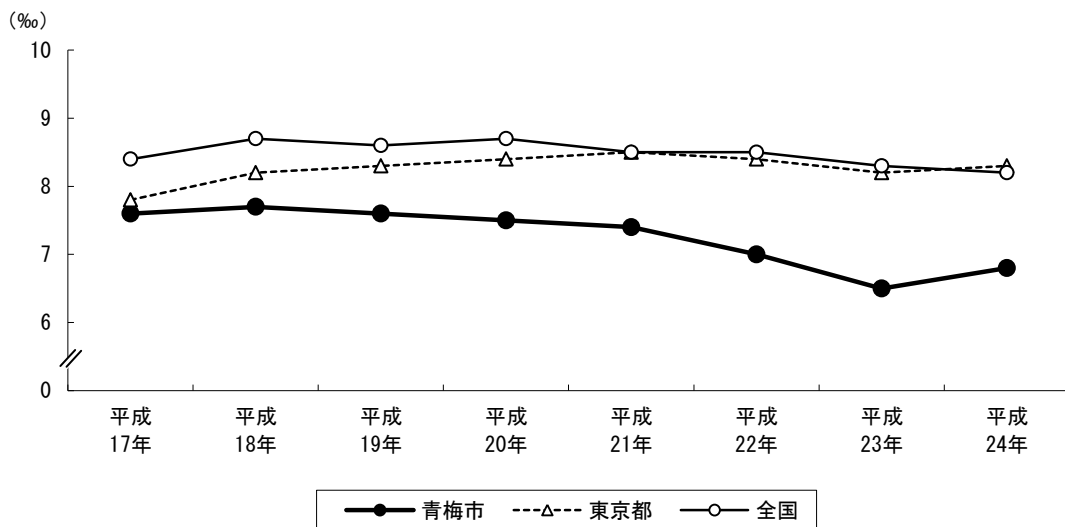
出生率（人口千人あたり）の推移を全国、東京都と比較すると、平成17年以降は全国および東京都を下回って推移しています。

図表 出生率の推移の比較

単位：‰

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年
青梅市	7.6	7.7	7.6	7.5	7.4	7.0	6.5	6.8
東京都	7.8	8.2	8.3	8.4	8.5	8.4	8.2	8.3
全国	8.4	8.7	8.6	8.7	8.5	8.5	8.3	8.2

資料：東京都人口動態統計





(4) 未婚率の推移と比較（男性）

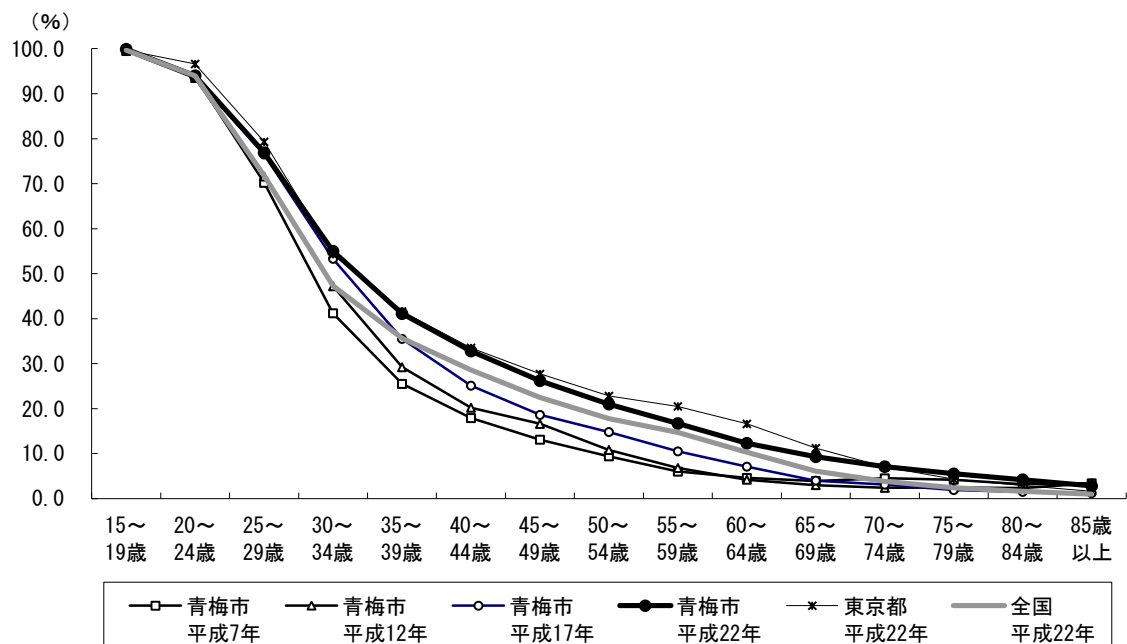
国勢調査によると、平成22年時点の男性の未婚率は、30～34歳が55.0%、35～39歳では41.1%となっており、2.5人に1人は未婚者となっています。また、20～29歳、35～69歳では各年代において東京都に比べると低く推移しています。

図表 未婚率の推移と比較（男性）

単位：％

	青梅市				東京都	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	99.8	99.5	99.6	99.9	99.7	99.7
20～24歳	93.9	93.5	93.8	94.0	96.6	94.0
25～29歳	70.2	71.6	76.5	76.9	79.3	71.8
30～34歳	41.2	47.2	53.3	55.0	54.3	47.3
35～39歳	25.5	29.2	35.5	41.1	41.6	35.6
40～44歳	17.9	20.2	25.1	32.8	33.5	28.6
45～49歳	13.1	16.6	18.6	26.2	27.7	22.5
50～54歳	9.4	10.8	14.8	21.0	22.8	17.8
55～59歳	6.0	6.8	10.5	16.7	20.5	14.7
60～64歳	4.6	4.2	7.1	12.3	16.6	10.3
65～69歳	3.9	3.0	4.0	9.3	11.2	6.1
70～74歳	4.5	2.4	3.1	7.1	7.0	3.8
75～79歳	4.2	2.5	1.9	5.5	4.3	2.4
80～84歳	3.2	2.3	1.5	4.2	2.9	1.6
85歳以上	3.4	3.4	1.2	2.8	1.6	1.0

資料：国勢調査



(5) 未婚率の推移と比較（女性）

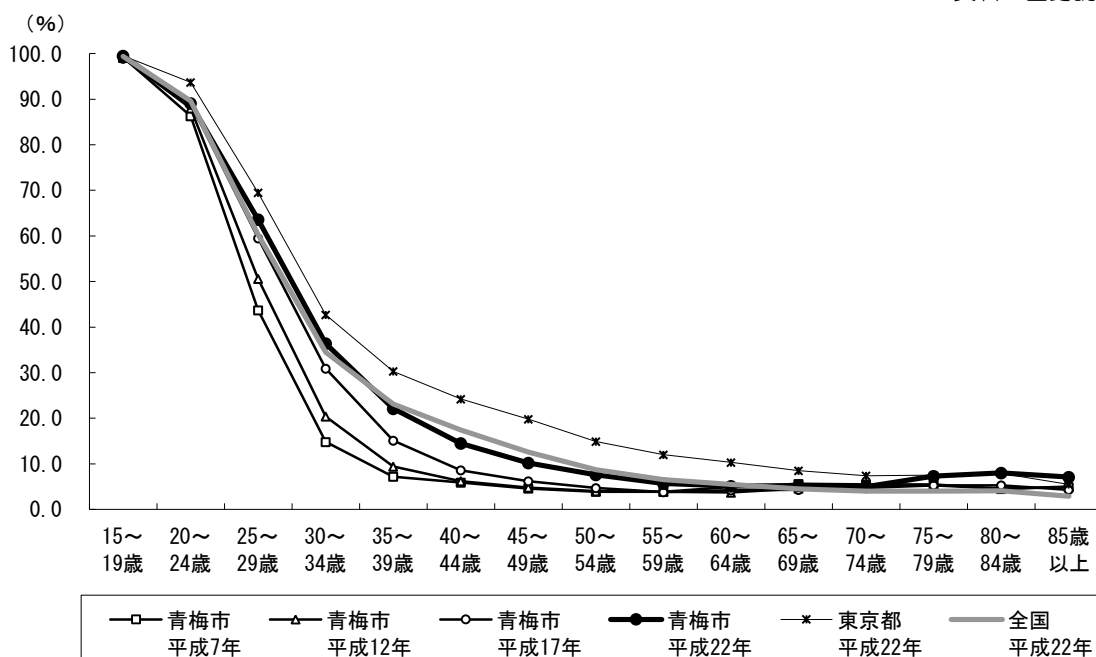
国勢調査によると、平成22年時点の女性の未婚率は、30～34歳で36.4%、35～39歳が22.1%となっており、東京都を下回っています。平成7年からの推移をみると、特に30～39歳の未婚率が上昇しており、晩婚化が進行していることがうかがえます。

図表 未婚率の推移と比較（女性）

単位：%

	青梅市				東京都	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	99.2	99.1	98.9	99.5	99.5	99.4
20～24歳	86.3	88.0	89.1	89.1	93.7	89.6
25～29歳	43.7	50.6	59.5	63.6	69.5	60.3
30～34歳	14.8	20.4	30.9	36.4	42.7	34.5
35～39歳	7.2	9.4	15.1	22.1	30.3	23.1
40～44歳	5.9	6.2	8.6	14.5	24.2	17.4
45～49歳	4.6	4.8	6.2	10.2	19.8	12.6
50～54歳	3.9	4.0	4.7	7.6	14.9	8.7
55～59歳	3.9	3.9	3.8	5.7	12.0	6.5
60～64歳	4.9	3.7	4.2	5.1	10.3	5.5
65～69歳	5.6	4.6	4.3	5.2	8.5	4.5
70～74歳	5.5	5.1	4.7	5.0	7.4	4.0
75～79歳	5.5	5.3	5.3	7.3	7.5	4.0
80～84歳	4.5	4.6	5.3	8.0	7.9	4.1
85歳以上	4.9	5.0	4.3	7.1	5.5	2.9

資料：国勢調査





(6) 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

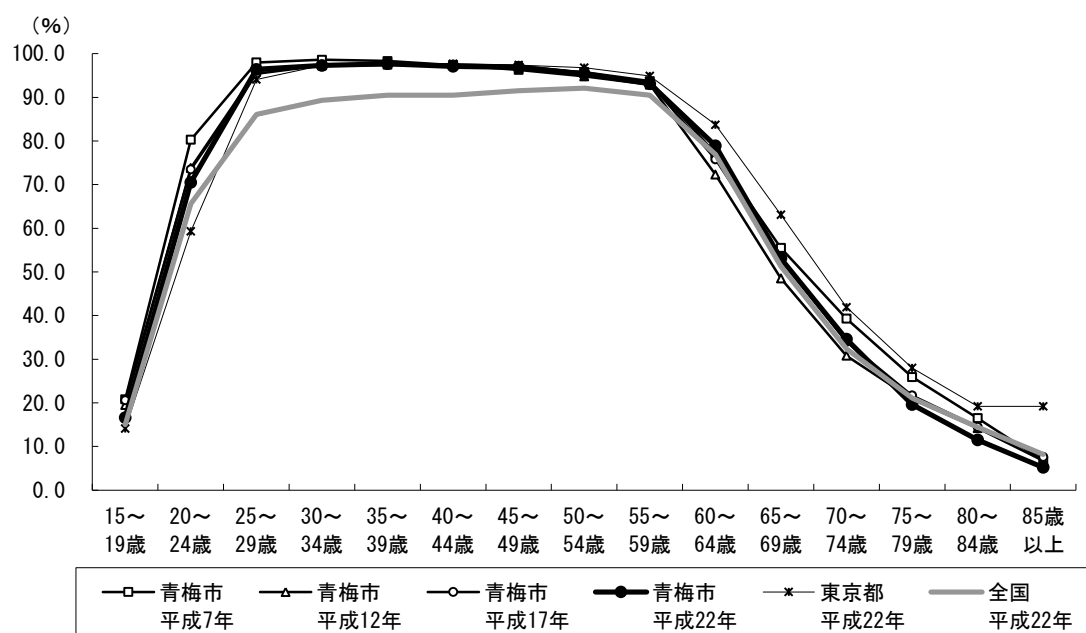
国勢調査によると、平成22年時点の男性の労働力率は、30～44歳で97%台を維持しており、全国平均を上回り、東京都と同水準となっています。

図表 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

単位：%

	青梅市				東京都	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	20.8	19.5	20.6	16.6	14.1	15.0
20～24歳	80.3	73.8	73.5	70.5	59.3	65.6
25～29歳	98.0	96.0	95.4	96.4	94.1	86.1
30～34歳	98.6	97.3	97.3	97.3	97.3	89.3
35～39歳	98.3	97.5	97.4	97.7	97.7	90.5
40～44歳	97.4	97.4	97.5	97.1	97.7	90.5
45～49歳	96.6	96.3	97.2	96.9	97.4	91.5
50～54歳	95.8	94.8	95.6	95.4	96.8	92.1
55～59歳	93.7	92.9	93.3	93.1	94.9	90.5
60～64歳	77.1	72.3	75.8	78.9	83.7	76.9
65～69歳	55.5	48.5	52.9	53.1	63.1	51.3
70～74歳	39.3	30.8	34.0	34.6	41.9	32.4
75～79歳	25.9	20.9	21.7	19.6	28.0	21.1
80～84歳	16.5	14.2	14.5	11.5	19.2	14.4
85歳以上	6.7	6.7	7.6	5.2	19.2	8.2

資料：東京都人口動態統計



(7) 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

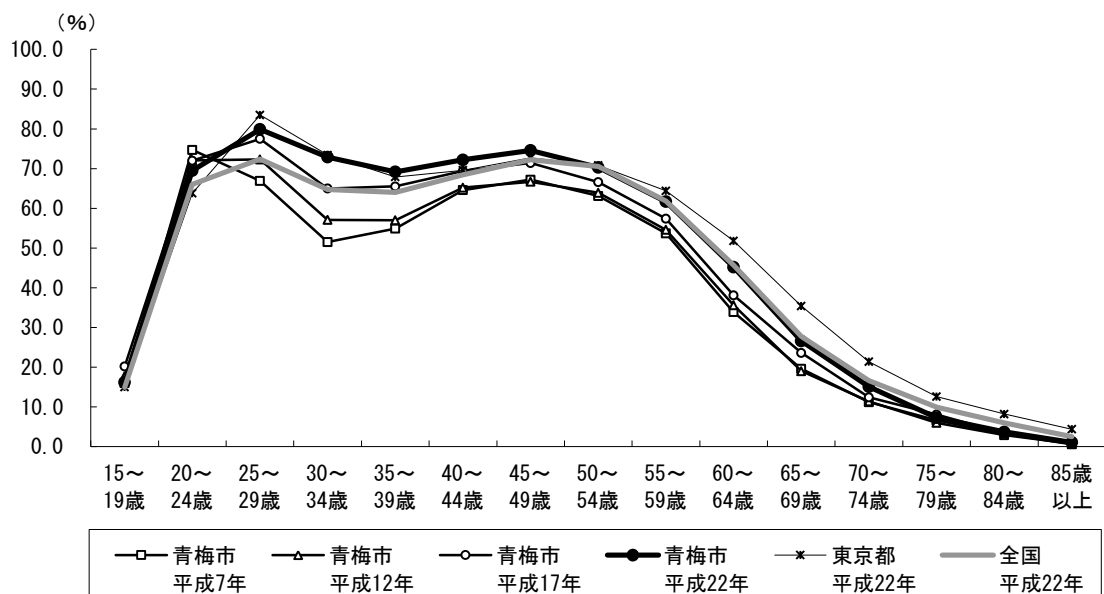
国勢調査によると平成22年時点の女性の労働力率は、35～49歳で全国、東京都より高くなっています。また、25～74歳の各年齢層で平成17年より上昇しています。特に30～34歳の労働力率が上昇しており、M字カーブが解消傾向にあることがうかがえます。

図表 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

単位：％

	青梅市				東京都	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	16.0	17.7	20.2	16.2	15.0	14.9
20～24歳	74.7	72.1	72.0	69.5	63.8	66.0
25～29歳	66.9	72.3	77.5	79.9	83.5	72.4
30～34歳	51.5	57.1	65.0	72.9	73.4	64.7
35～39歳	54.9	57.0	65.5	69.2	67.9	64.0
40～44歳	64.6	65.2	69.4	72.2	69.6	68.4
45～49歳	67.2	66.7	71.4	74.6	72.7	72.2
50～54歳	63.1	63.9	66.6	70.3	70.8	70.5
55～59歳	53.7	54.6	57.4	61.7	64.4	61.8
60～64歳	33.9	35.6	38.1	45.2	51.8	45.7
65～69歳	19.6	19.0	23.6	26.6	35.4	27.7
70～74歳	11.2	11.4	12.4	15.1	21.4	16.6
75～79歳	6.6	6.0	8.1	7.3	12.6	9.9
80～84歳	3.2	2.9	3.3	3.7	8.2	6.0
85歳以上	0.6	0.7	1.1	1.1	4.4	2.5

資料：東京都人口動態統計





(8) 母の年齢別出生数の推移

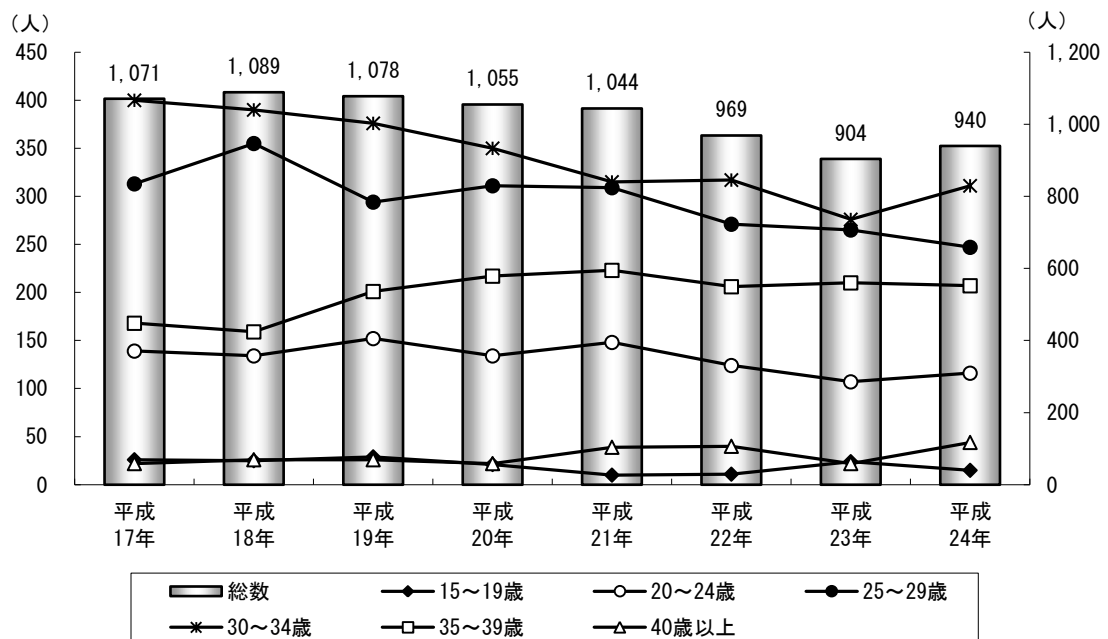
母の年齢別出生数の推移をみると、平成18年では25～29歳の出生数が355人でしたが、平成24年では247人まで減少しています。一方、35～39歳をみると、平成18年では159人でしたが、平成24年では207人まで増加しています。

図表 母の年齢別出生数の推移

単位：人

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年
総数	1,071	1,089	1,078	1,055	1,044	969	904	940
15～19歳	26	25	29	21	10	11	24	15
20～24歳	139	134	152	134	148	124	107	116
25～29歳	313	355	294	311	309	271	265	247
30～34歳	400	390	376	350	315	317	276	311
35～39歳	168	159	201	217	223	206	210	207
40歳以上	22	26	26	22	39	40	22	44

資料：東京都人口動態統計



(9) 婚姻数、婚姻率の推移

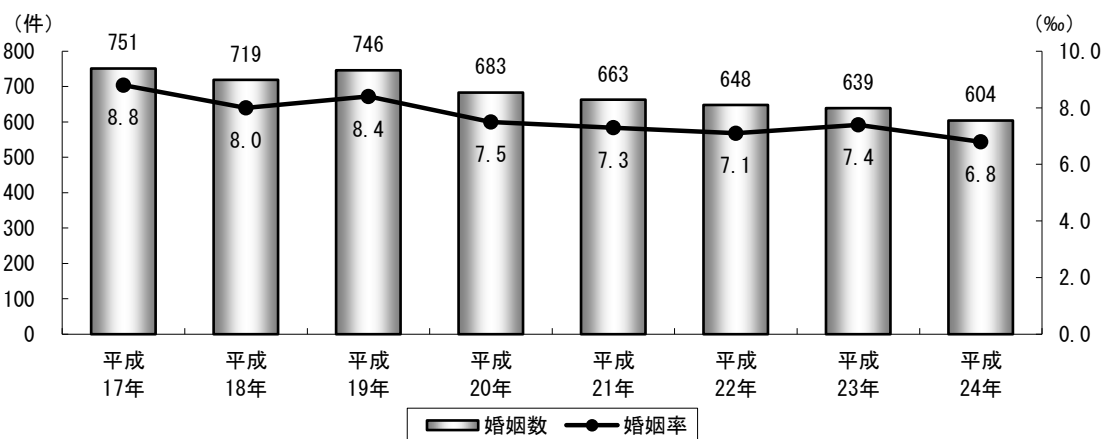
婚姻数は、平成17年の751件から減少傾向で推移し、平成24年時点で604件となっています。婚姻率（人口千人あたり）は6.8‰となっています。

図表 婚姻数、婚姻率の推移

単位：件、‰

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
婚姻数	751	719	746	683	663	648	639	604
婚姻率	8.8	8.0	8.4	7.5	7.3	7.1	7.4	6.8

資料：東京都人口動態統計



(10) 離婚数、離婚率の推移

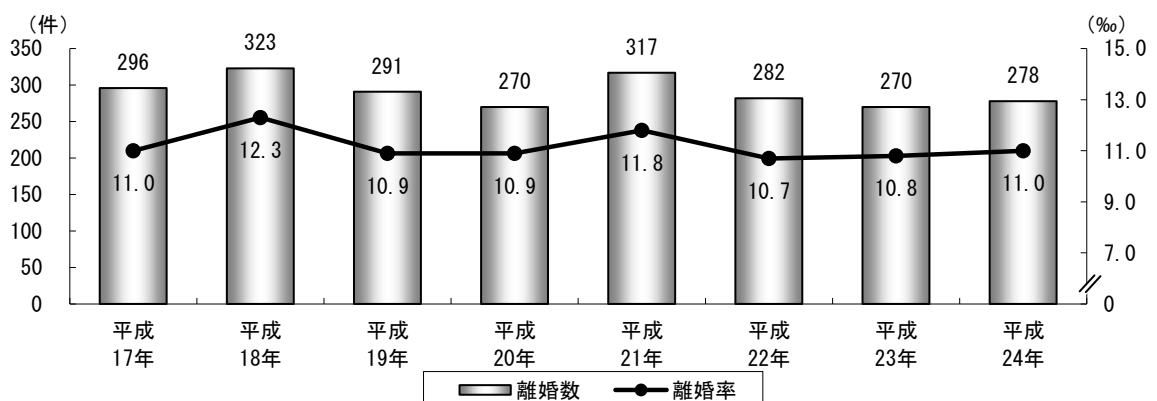
離婚数は、平成18年の323件から増減を繰り返し、平成24年時点で278件となっています。離婚率（人口千人あたり）は11.0‰となっています。

図表 離婚数、離婚率の推移

単位：件、‰

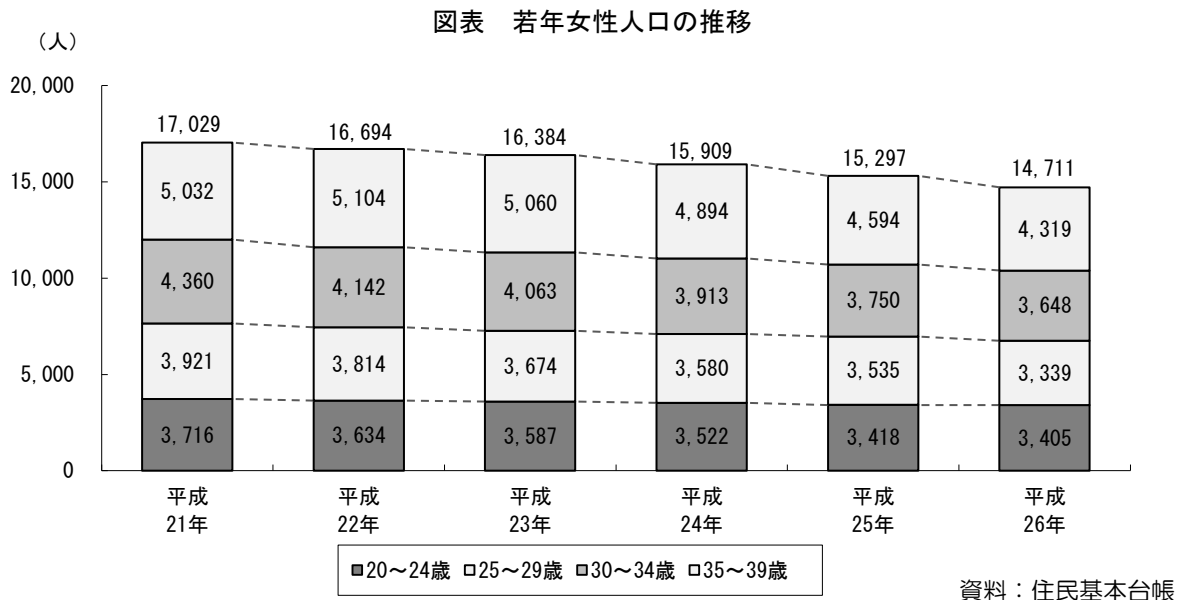
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
離婚数	296	323	291	270	317	282	270	278
離婚率	11.0	12.3	10.9	10.3	11.8	10.7	10.8	11.0

資料：東京都人口動態統計



**(11) 若年女性の人口の推移**

子どもを産み育てる可能性が高い若年女性の人口の推移は、下図のとおりであり、減少傾向が顕著なことが分かります。



また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2040年には若年女性の人口が激減すると推計されています。

図表 青梅市における若年女性の将来人口推計

	2010年 総人口	2010年 20～39歳 女性人口	2040年 総人口	2040年 20～39歳 女性人口	若年女性 人口変化率 2010年→ 2040年
国立社会保障・人口問題 研究所 将来推計人口	139,339人	15,608人	104,094人	8,847人	△43.3%
人口移動が収束しない場合			99,880人	8,084人	△48.2%

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」

さらに、平成22年の国勢調査によれば、過去5年間における20～39歳の若年女性の転入転出の状況は、転入2,599人に対し、転出が3,463人と約1,000人もの社会減が生じています。

(12) 地区別年少人口の推移

図表 地区別年少人口の推移

単位：人

地区	年齢	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	H21-25 減少率 (%)
青梅	0～4歳	295	288	323	298	286	3.1
	5～9歳	403	375	328	335	339	15.9
	10～14歳	556	510	513	477	432	22.3
長淵	0～4歳	864	845	820	797	806	6.7
	5～9歳	1,022	1,022	992	947	890	12.9
	10～14歳	1,191	1,161	1,120	1,104	1,102	7.5
大門	0～4歳	968	936	963	966	943	2.6
	5～9歳	1,098	1,101	1,086	1,064	1,032	6.0
	10～14歳	1,151	1,155	1,182	1,182	1,144	0.6
東青梅	0～4歳	563	520	516	513	520	7.6
	5～9歳	578	594	556	540	511	11.6
	10～14歳	689	648	627	630	606	12.0
新町	0～4歳	1,033	990	1,067	1,040	987	4.5
	5～9歳	1,122	1,128	1,119	1,101	1,042	7.1
	10～14歳	1,109	1,097	1,136	1,164	1,160	△4.6
河辺	0～4歳	652	679	663	648	601	7.8
	5～9歳	694	673	645	599	600	13.5
	10～14歳	746	741	734	700	677	9.2
今井	0～4歳	514	490	467	429	406	21.0
	5～9歳	636	647	621	588	575	9.6
	10～14歳	608	596	620	627	641	△5.4
梅郷	0～4歳	417	406	428	417	378	9.4
	5～9歳	487	478	452	476	475	2.5
	10～14歳	590	557	524	482	491	16.8
沢井	0～4歳	102	100	93	87	77	24.5
	5～9歳	143	125	130	112	114	20.3
	10～14歳	174	179	177	156	146	16.1
小曾木	0～4歳	94	95	81	72	68	27.7
	5～9歳	115	109	104	101	101	12.2
	10～14歳	151	141	133	119	125	17.2
成木	0～4歳	36	39	32	30	26	27.8
	5～9歳	48	44	48	46	39	18.8
	10～14歳	77	68	58	57	49	36.4



3 子育て環境の状況

(1) 認可保育所園児数

園数は変わりませんが、増改築の結果、定員は毎年増加しています。しかし、平成23年度以降0歳は横ばい、3歳以上は増加となっていますが、園児総数では横ばいとなっています。

図表 認可保育所園児数

単位：人

年次	園数	定員	園児総数	0歳	1～2歳	3歳以上
平成21年度	32	3,056	3,161	190	951	2,020
平成22年度	32	3,096	3,223	214	999	2,010
平成23年度	32	3,141	3,228	207	1,007	2,014
平成24年度	32	3,145	3,235	204	1,016	2,015
平成25年度	32	3,165	3,229	205	983	2,041

資料：子育て推進課

注：各年度4月1日現在の状況。園児総数は、市外からの入所児童数を含む

(2) 認定こども園園児数

平成23年度の開所以降園児総数は24年度に5人増え、25年度は同数となっています。また、3歳以上の園児が増加しています。

図表 認定こども園園児数

単位：人

年次	園数	定員	園児総数	0歳	1～2歳	3歳以上
平成21年度	0	平成22年11月から市内の認証保育所が認定こども園の認定を受けた。				
平成22年度	0					
平成23年度	1	44	35	0	15	20
平成24年度	1	44	40	4	12	24
平成25年度	1	44	40	1	12	27

資料：子育て推進課

注：各年度4月1日現在の状況

(3) 家庭福祉員受託児童数

平成25年度に1名増加し、定員が3名増え、児童総数も5名増えています。

図表 家庭福祉員受託児童数

単位：人

年次	福祉員数	定員	児童総数
平成21年度	4	14	8
平成22年度	4	16	7
平成23年度	4	16	9
平成24年度	4	16	5
平成25年度	5	19	10

資料：子育て推進課

注：各年度4月1日現在の状況

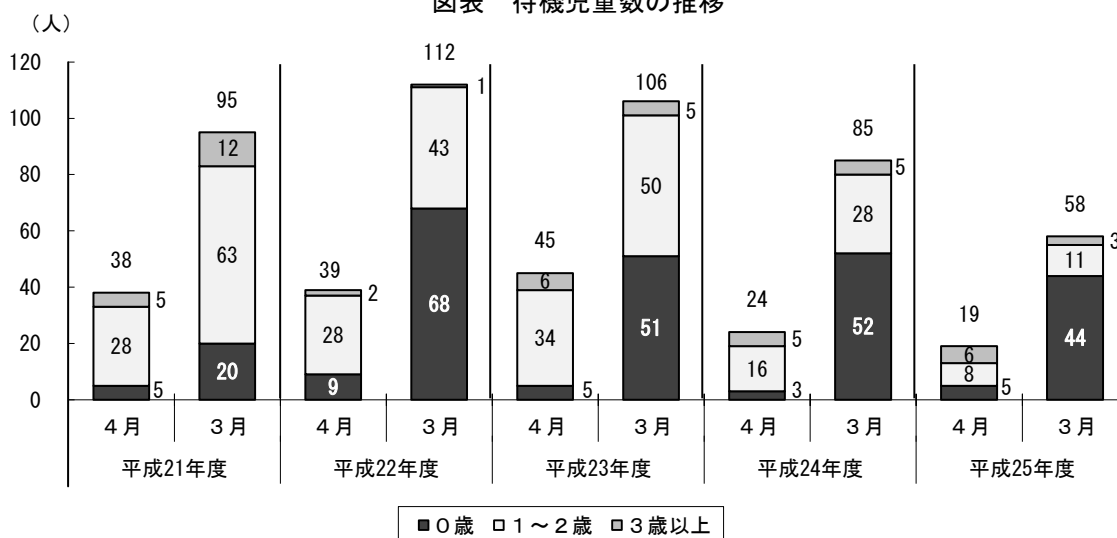
平成24年10月からグループ型小規模保育事業を開始

家庭福祉員3人 定数9人

(4) 保育所待機児童数

保育所の待機児童数は、平成25年度4月で19人となっています。待機児童数全体で見ると、平成23年度までは増加傾向、24年度以降は減少していますが、年齢別で見ると年度ごとに増減しています。

図表 待機児童数の推移



資料：子育て推進課



(5) 学童保育所利用状況

① 利用状況

月平均登録人員および定数に対する平均利用率は平成 23 年度まで増加傾向でしたが、その後減少に転じています。1 日平均利用人員および登録人員に対する平均利用率は増減を繰り返しています。

図表 学童保育利用状況（月～金および夏休み中の土曜日）

単位：人、%

年次	定数	児童数 (1～3年生)	月平均 登録人員	1日平均 利用人員	定数に対する 平均利用率	登録人員に対す る平均利用率
平成20年度	1,302	3,821	1,197	870	66.8	72.7
平成21年度	1,322	3,752	1,197	856	64.8	71.5
平成22年度	1,308	3,648	1,212	887	67.8	73.2
平成23年度	1,281	3,623	1,231	884	69.0	71.8
平成24年度	1,390	3,458	1,198	891	64.1	74.4
平成25年度	1,360	3,325	1,178	853	62.7	72.4

資料：青梅市一般会計行政報告書、学校基本調査

② 登録人数の変化

平成 22 年度以外の傾向として、登録人数は年度内において、若干の変動はあるものの、年度末に向け減少していく傾向にあります。

図表 学童保育登録人数の変化

単位：人

年次		平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成		
		21年 4月	21年 9月	22年 1月	21 年度末	22年 4月	22年 9月	23年 1月	22 年度末	23年 4月	23年 9月	24年 1月	23 年度末	
学 童 利 用 人 数	登録 人数	1年	517	519	514	524	510	503	519	531	514	524	498	495
		2年	437	424	457	436	411	404	458	444	457	436	401	393
		3年	302	275	283	265	238	232	292	271	283	265	241	232
		小計	1,256	1,218	1,254	1,225	1,159	1,139	1,269	1,246	1,254	1,225	1,140	1,120
待 機 人 数	待 機 人 数	1年	4	2	5	5	1	1	15	6	5	5	1	1
		2年	11	6	4	3	0	0	19	10	4	3	3	3
		3年	46	32	40	31	2	0	36	37	40	31	12	12
		小計	61	40	49	39	3	1	70	53	49	39	16	16
合計		1,317	1,258	1,156	1,136	1,303	1,264	1,162	1,140	1,339	1,299	1,195	1,152	

単位：人

年次		平成 24年 4月	平成 24年 9月	平成 25年 1月	平成 24 年度末	平成 25年 4月	平成 25年 9月	平成 26年 1月	平成 25 年度末	
学 童 利 用 希 望 数	登 録 人 数	1年	508	498	483	479	472	467	445	438
		2年	468	447	420	406	445	434	412	405
		3年	284	263	221	217	315	295	248	239
		4年	—	—	—	—	2	1	1	1
		小計	1,260	1,208	1,124	1,102	1,234	1,197	1,106	1,083
	待 機 人 数	1年	2	1	1	1	7	1	3	3
		2年	15	7	1	0	9	8	0	0
		3年	45	21	7	0	33	26	0	0
		4年	—	—	—	—	3	3	3	3
		小計	62	29	9	1	52	38	6	6
合計		1,322	1,237	1,133	1,103	1,286	1,235	1,112	1,089	

資料：子育て推進課

※平成25年度から障害児のみ4年生まで通年入所を試行

③ 障害児の状況

図表 障害児の登録人数と待機児童数

単位：人

年次	平成 21年 4月	平成 21 年度末	平成 22年 4月	平成 22 年度末	平成 23年 4月	平成 23 年度末	平成 24年 4月	平成 24 年度末	平成 25年 4月	平成 25 年度末
登録人数	18	19	25	24	28	30	32	33	33	31
待機人数	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
合計	18	19	25	24	28	30	32	33	36	34

資料：子育て推進課



4 子育て支援事業の提供体制と利用状況

(1) 子育て支援事業の提供体制

図表 子育て支援事業の提供体制（平成25年度）

子育て支援サービス事業名		施設数等	定員数（人）
1 幼児期の学校教育事業			
	幼稚園	6施設	1,395
	認定こども園	1施設	6
2 幼児期の保育事業			
	認可保育所	32施設	3,165
	家庭的保育	6施設	28
	居宅訪問型保育	0施設	0
	事業所内保育所	0施設	0
	認証・認定の保育所	1施設	38
	認可外保育施設	0施設	0
3 地域の子育て支援事業			
	子育て短期支援事業	1施設	10
	地域子育て支援拠点事業	29施設	—
	一時預かり事業	10施設	58
	病児・病後児保育事業	1施設	4
	ファミリー・サポート・センター事業（預かり会員）	179人	—
	放課後児童クラブ（学童保育）	17か所28施設	1,360

資料：子育て推進課、子ども家庭支援課

(2) 子育て支援事業の利用状況

青梅市民会館や各市民センターなどを活用した子育て支援事業の利用状況は次のとおりです。

図表 子育て支援事業利用状況

単位：回、人

年次	回数	児童数	児童1回あたり人数	保護者数	保護者1回あたり人数	合計人数	1回あたり合計人数
平成21年度	501	8,029	16.0	3,668	7.3	11,697	23.3
平成22年度	493	8,342	16.9	3,802	7.7	12,144	24.6
平成23年度	568	7,800	13.7	3,805	6.7	11,605	20.4
平成24年度	624	9,166	14.7	3,338	5.3	12,504	20.0
平成25年度	668	9,114	13.6	3,442	5.2	12,556	18.8

資料：子ども家庭支援課

5 ニーズ調査

(1) 概要

① 目的

平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度が実施されることに伴い、子ども・子育ての意義を踏まえ、子育て家庭ニーズの動向分析等を行い、市の現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的とした調査を実施しました。

② 実施期間

子ども・子育て支援ニーズ調査は、平成 25 年 11 月 11 日～12 月 13 日にかけて実施し、郵送方式により調査票を配布・回収しました。

③ 実施対象

就学前児童を持つ保護者 2,000 件、小学校児童（1～4年生）を持つ保護者 1,000 件を無作為抽出により調査対象としました。

④ 回収率

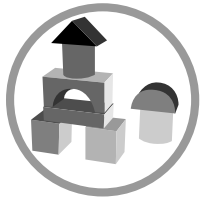
図表 調査票の配布・回収状況

調査対象者区分	就学前児童の保護者			小学校児童の保護者		
	配布数	回収数	回収率	配布数	回収数	回収率
市全域	2,000件	1,025件	51.3%	1,000件	524件	52.4%



(2) ニーズ調査結果からの課題

- ① 就業していない母親の就労の希望は高く、就労希望時期や就業形態などのニーズは多様であり、これらの希望に対応する就労支援の充実が求められています。
- ② 日常的に子どもをみてもらえる家庭は約3割となっていますが、日常的、もしくは緊急時に子どもをみてもらえない家庭が1割を超えており、支援を受けやすくすることが求められています。
- ③ 地域子育て支援事業については、利用状況にばらつきがあるため、周知・情報提供を進めていく必要があります。
- ④ 子どもの病気やケガの際は、保護者が仕事を休んで対応していることも多く、病児・病後児保育の検討が求められています。
- ⑤ 一時預かり保育事業の利用希望は高く、私用やリフレッシュ目的、その他行事、不特定の就労など目的は多様です。幼稚園や保育所等での一時預かりの希望が高く、事業の提供体制の整備が必要です。
- ⑥ 放課後の過ごし方の意向は、成長段階により異なっていますが、放課後児童クラブの質の充実など地域の居場所として、子どもたちが安全に過ごすことができる環境整備が求められています。
- ⑦ 育児休業からの職場復帰については、現状では希望の時期に復帰できない人が多く、産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な確保とワーク・ライフ・バランスの推進が求められています。
- ⑧ 本市の子育て支援事業に対する満足度では、低い(12%)、やや低い(26%)と回答の方が合わせて約38%となっており、子育て支援に関する諸施策を充実させることが求められています。
- ⑨ 就学児および未就学児の保護者の要望として、児童館の設置が多くみられます。児童館に限らず、本市ならではの子どもの居場所づくりが課題となります。
- ⑩ 子育て上の悩みとして、「子どもの発達について」が比較的多くあり、今後は、気軽に相談できる体制なども整えていくことも肝要と思われます。



第3章 計画の基本的な考え方





第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本方針

次代を担う子どもをみんなで育むまち

本市では、平成17年に「次世代育成支援地域行動計画」を、平成22年に「次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」を策定し、その基本理念を「子ども・親・地域がともに育ちあうまち 青梅」としていました。

子どもは、将来の青梅市を担う大切な宝であり、将来の夢という理念は不変的なものがあります。

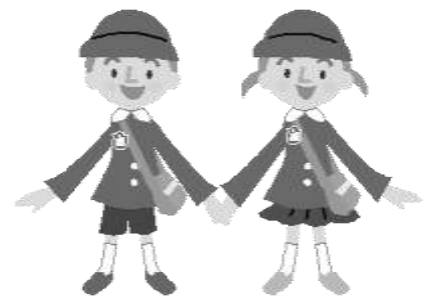
このため、これまでの基本理念を踏襲しつつ、第6次青梅市総合長期計画に沿った基本方針としました。



[基本方針]

すべての子どもたちが健やかに、伸びやかに育つことができ、親も子育ての喜びを感じることができる社会の実現を目指し、多様な子育て支援や保育を充実させるとともに、幼稚園教育を推進します。

また、子どもたちが様々な人と出会い、ふれあうことのできる多世代・異年齢交流を推進し、社会全体で子どもと親の育ちを支え、安心して出産・子育てができるまちづくりを進めます。



2 計画の性格

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、国では同法にもとづき子ども・子育ての新しい制度を創設し、移行していくこととなりました。「次世代育成支援対策推進法」以降、「子ども・子育て支援法」が必要となったその背景について、国では以下のようにまとめられています。

[現状と課題]

- 急速な少子化の進行（平成23年合計特殊出生率1.39）
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ（日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%）
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

[現状と課題への対応]

① 質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

② 保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善
 ・待機児童の解消
 ・地域の保育を支援
 ・教育・保育の質的改善

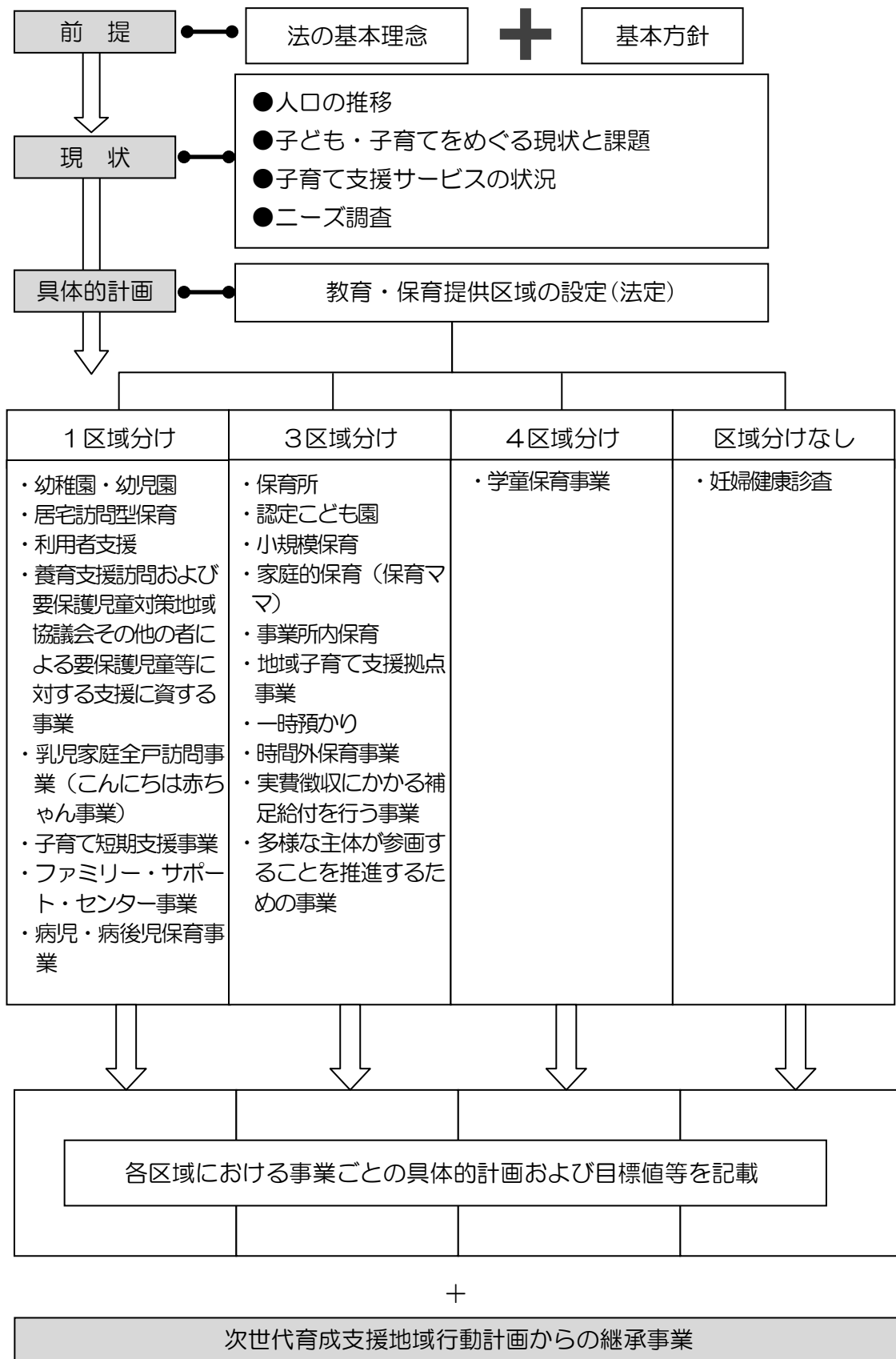
③ 地域の子ども・子育て支援の
充実

[対応の方策]

課題への解決策として、「幼保一元化（①）」「待機児童の解消（②）」「地域で支える教育・保育（③）」が推進されることとなり、市区町村には「子ども・子育て支援法第61条」にもとづき、教育・保育および地域子ども子育て支援事業の提供体制を整備するため、国の示す「基本方針」にもとづく、具体的な事業計画を策定することが義務づけられました。

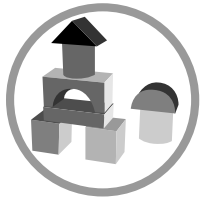


3 計画の構成





**第2部 子ども・子育て支援の
ための事業**



第1章 子ども・子育て支援施策の展開





第1章 子ども・子育て支援施策の展開

1 新制度の全体像

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、
「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正
法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法にもとづく制
度のことをいいます。

主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」、「地域子ども・子育
て支援の強化」です。

新制度のポイント

◆3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという
基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に
推進

◆主なポイント

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保
育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向
にある地域における保育機能の確保に対応

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施
設としての法的位置づけ
- ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課
後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

資料：内閣府 子ども・子育て会議資料



2 新制度の事業体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

(1) 子どものための教育・保育給付

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

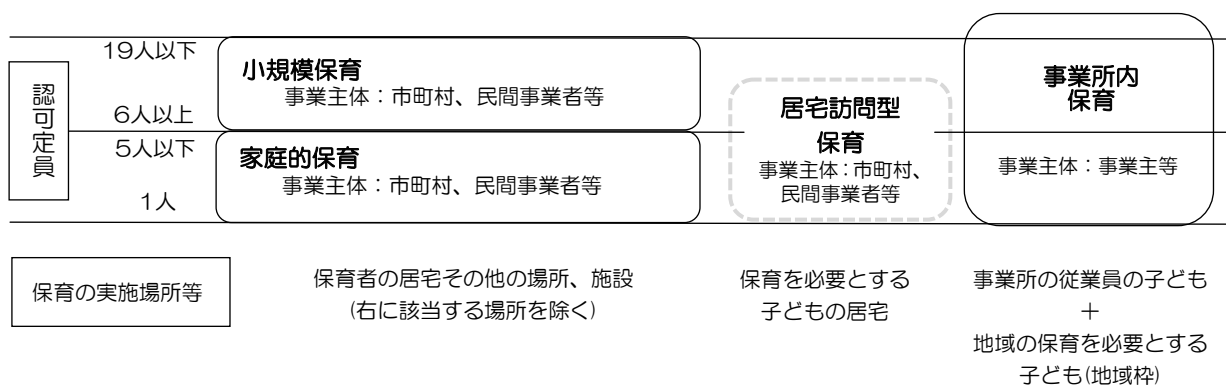
- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間および保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

■地域型保育給付

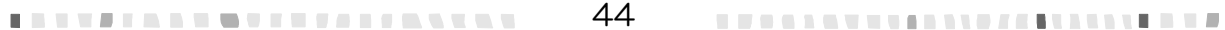
新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

図表 地域型保育事業の構成



資料：内閣府 子ども・子育て会議資料



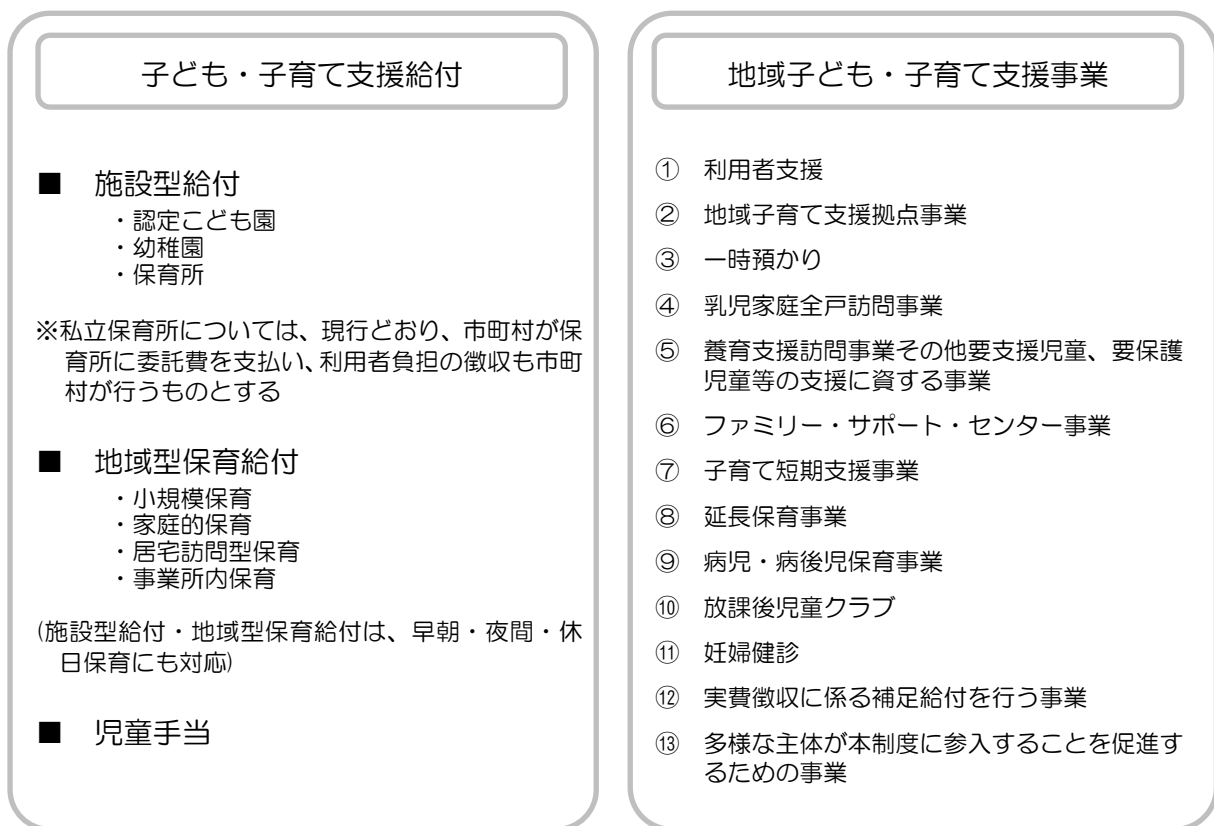


(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業定められており、その13事業は交付金の対象となりますが、本市では、13事業以外にも独自の施策を展開し、地域子ども・子育て支援事業として地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

図表 新制度における事業の体系



(3) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準にもとづき、保育の必要性を認定した上で、給付する仕組みとなっています。

■認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 特定地域型保育事業

■認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の3点について基準を策定します。

事 由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動および就学等、またそれらに類するものとして本市が定める事由
区 分*	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (現行の11時間の開所時間に相当) ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (本市では、下限時間を48時間以上と設定)
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

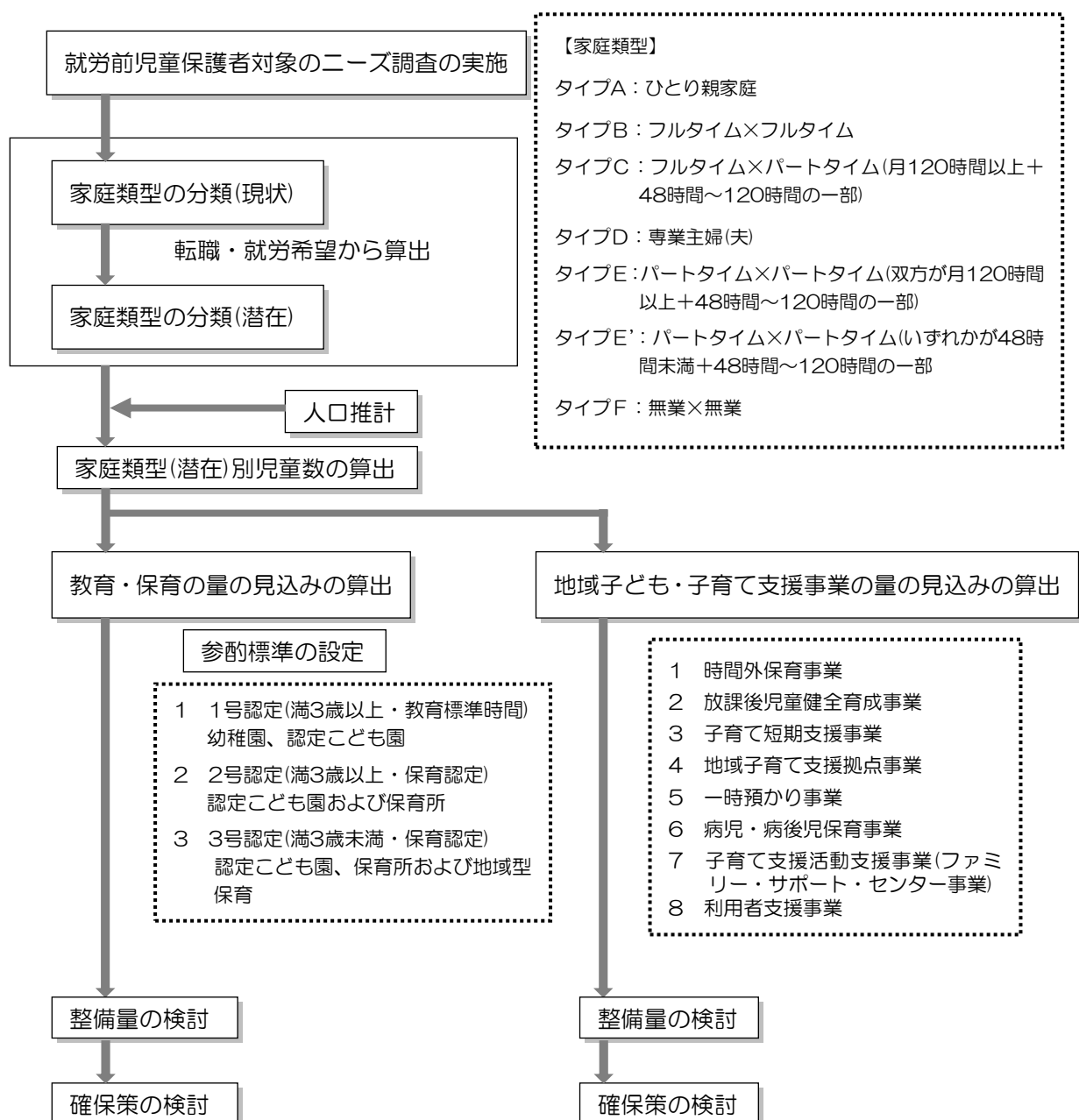


3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童を持つ保護者と小学校児童（1～4年生）を持つ保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、一部補正を行いました。

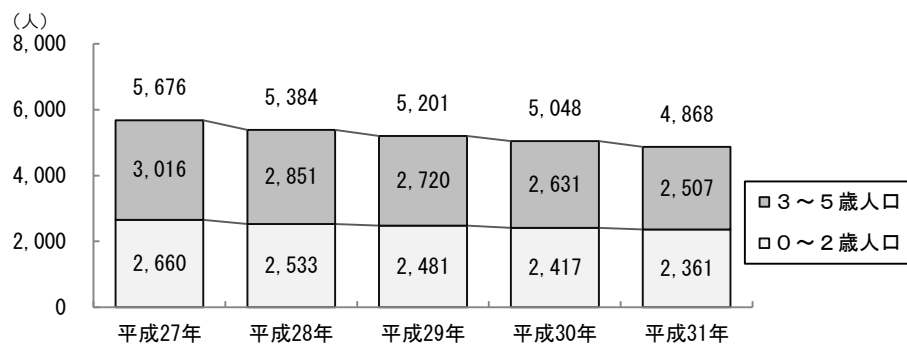
図表 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



(2) 就学前児童人口の将来推計

見込量算出に用いた就学前児童人口の将来推計は次のとおりです。

図表 就学前人口の将来推計（市全域）



資料：青梅市



4 教育・保育の提供区域

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案して対象事業ごとに1区域、3区域、4区域を設定します。

<1区域（市内全域）分けの対象事業>

	対象事業
	①幼稚園・幼児園
	②居宅訪問型保育 (ベビーシッター)
	③利用者支援
	④養育支援訪問および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
	⑤乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)
	⑥子育て短期支援事業
	⑦ファミリー・サポート・センター事業
⑧病児・病後児保育事業	

【区域設定の主な特徴】


幼稚園・幼児園事業については、多くの園が園バスを運行させていることから、広範囲での事業としてとらえることができるため、1区域の設定としました。

居宅訪問型保育については、紹介業務であるため1区域としました。

利用者支援については、現在、各窓口においてそれぞれの事業について説明していますが、子育て全体について、市役所を中心として、利用者支援ができるように1つの事業区域としました。

病児・病後児保育事業については、現在1園で全域の児童を対象として病後児保育を行っているため1区域としました。

<3区域（東部地域・西部地域・北部地域）分けの対象事業>

	対象事業
	<ul style="list-style-type: none"> ①保育所 ②認定こども園 ③小規模保育（定員6人以上19人以下の施設） ④家庭的保育（保育ママ） ⑤事業所内保育 ⑥地域子育て支援拠点事業 ⑦一時預かり ⑧時間外保育事業 ⑨実費徴収にかかる補足給付を行う事業 ⑩多様な主体が参画することを促進するための事業

【区域設定の主な特徴】

保育所については、人口の多い東部地域では待機児童が発生していますが、人口の少ない北部・西部地域では定員割れをしている状況があります。そのような中で、北部と西部を結ぶ公共交通機関がないことや地形的な地域状況の違いもあることなどから3区域としました。



<4区域（東部地域・西部地域・北部地域小曾木地区・北部地域成木地区）分けの対象事業>

	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①学童保育事業 (放課後児童クラブ)</td> </tr> </tbody> </table>	対象事業	①学童保育事業 (放課後児童クラブ)
対象事業			
①学童保育事業 (放課後児童クラブ)			

【区域設定の主な特徴】

学童保育は、放課後、児童が一人で移動することが必要であることから、交通網や地形的な要因を考慮し、施設数が13箇所ある東部地域、3か所ある西部地域、1か所の北部地域小曾木地区と北部地域成木地区の4区域としました。

東部地域は人口が集中しており、小学校の配置も平均していること、西部地域については通学に公共交通機関を利用している児童が多く、児童一人での移動が可能なこと、北部地域小曾木地区については地形的、公共交通網の整備状況から他の学童への通所が難しいこと、北部地域成木地区については、小規模特認校として区域外児童の受け入れを実施していることなどが特徴としてあげられます。

<提供区域分けが必要ない事業>

	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①妊婦健康診査</td> </tr> </tbody> </table>	対象事業	①妊婦健康診査
対象事業			
①妊婦健康診査			

5 教育・保育の一体的提供および推進に関する体制の確保の内容に関する事項

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設であり、保護者の就労状況等にかかわらず利用できることから、今後ニーズが高まることが考えられます。

新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をやすくするなど、普及が図られています。

本市においても、幼稚園・保育所からの認定こども園への移行や、新設の認定こども園の整備など普及を推進していきます。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項

質の高い教育・保育および子育て支援を提供するには、保護者のみならず幼稚園教諭、保育士等の専門性や経験が重要になります。

教育・保育の一体的提供に関する意義や課題を共有できるよう、幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催等の支援を推進していきます。

(3) 質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方およびその推進方策

すべての子どもが健やかに育つためには、特に乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子育て支援事業が適切に提供されることが重要です。

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会全体ですべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業者の相互連携並びに認定こども園、幼稚園および保育所と小学校等との連携の推進方策

安心して子どもを産み育てられるように、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を提供することが必要であり、そのためには子ども・子育て支援にかかわる者同士の密接な連携が重要になります。

特に、満3歳未満の子どもを保育する地域型保育事業について、満3歳以降も継続して質の高い教育・保育が受けられるように、教育・保育施設と地域型保育事業者の円滑な連携を推進します。

また、幼・保・小の交流や連携を推進することで、幼児期の教育・保育の充実や、小学校への円滑な接続を図ります。



6 施設型給付

(1) 幼稚園・幼児園（1区域）

学校教育法にもとづく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

図表 幼稚園・幼児園の年度別見込量と確保提供総数

単位：人

	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	1,105	1,189	1,124	1,073	1,038	989
②確保提供総数	1,471	1,471	1,471	1,471	1,471	1,471
差異（②－①）	366	282	347	398	433	482

【現状】

- 幼稚園が6園、幼児園が1園あります。
- 施設整備資金の融資を受けた設置者に対し、施設整備補助金を交付しています。
- 教員の資質の向上のために、教員研修補助金を交付しています。
- 園児の心を育む保育（観劇や造形活動、音感、体育等による感性、運動性を育む保育等）を行う場合、心を育む保育実施補助金を交付しています。
- 教育環境整備のため教材等の整備を行う場合、教育環境整備費補助金を交付しています。
- 就園促進のため、未就園児教室等を行う場合、就園促進事業補助金を交付しています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27～31 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○広範囲に園バスを運行させ、園児の利用促進を図ります。また園バスの運行に対して補助の検討をします。 ○幼稚園に認定こども園への移行情報を提供し、新制度への的確な対応を促します。 ○幼稚園在園児の約4割が市外の幼稚園に通園している実態があるため、なぜ市外の園を選んだのか実態を把握し、その対応を講じていきます。



(2) 認可保育所等 (3区域)

保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に、保護者の代わりに保育する施設です。

<東部地域>

認可保育所等

図表 認可保育所等の年度別見込量と確保提供総数

単位：人

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)		2,576	2,450	2,370	2,308	2,220
2号認定		1,411	1,349	1,286	1,252	1,187
3号認定 (0歳)		306	296	289	283	277
3号認定 (1・2歳)		859	805	795	773	756
②確保提供総数	2,725	2,740	2,763	2,784	2,791	2,791
2号認定	1,634	1,638	1,639	1,643	1,643	1,643
3号認定 (0歳) ※	249	249	258	270	277	277
3号認定 (1・2歳)	842	853	866	871	871	871
差異 (②-①)		164	313	414	483	571

※小規模保育事業と家庭的保育事業の数値を含む。

【現状】

- 認可保育所が25園あります。
- アレルギー児対策加算補助金として、対象児童の通所している保育所に対し補助を行っています。
- 心を育む保育として、音感教室や体操教室などに補助を出しており、保育の質の向上に役立っています。
- 施設運営維持費として、施設の修繕等の補助を行い施設の維持管理を行ってもらうことで児童の保育環境の向上に役立っています。
- 市保育士加算として、保育士人件費の補助を行い、保育士の数を増員することでより充実した保育を行うことに役立っています。
- 新町西保育園の増改築工事を行いました。





【確保の方策】

年度	確保の方策
H27～31年度	<ul style="list-style-type: none"> ○アレルギー児、障害児を多く受け入れできるよう環境の整備や施設に対する助成を行います。 ○弾力入所に対応できるよう、園へ協力を依頼します。 ○青梅梨の木保育園、千ヶ瀬保育園増改築工事を行います。 ○バスステーション計画を作ります。 ○電車等を利用した送迎を検討します。 ○育休特例を下の子が生まれてから1年半までから、1年半を経過した4月までに延長することを検討します。
H28年度	<ul style="list-style-type: none"> ○年齢による定員構成を見直し、(たて割り保育など)適正な保育士配置などによる効率的な保育を促します。 ○保育所の増改築工事を行います。 ○バスステーション実施のため、法人、施設の選定、要綱等を作成します。
H29年度	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所の増改築工事を行います。 ○バスステーションを実施します。
H31年度	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所の増改築工事を行います。

<西部地域>

認可保育所等

図表 認可保育所等の年度別見込量と確保提供総数

単位：人

	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)		297	267	255	236	236
2号認定		208	177	169	152	155
3号認定(0歳)		31	30	29	28	27
3号認定(1・2歳)		58	60	57	56	54
②確保提供総数	310	315	315	315	315	315
2号認定	193	193	193	193	193	193
3号認定(0歳)	25	30	30	30	30	30
3号認定(1・2歳)	92	92	92	92	92	92
地域型保育事業						
差異(②-①)		18	48	60	79	79

【現状】

- 認可保育所が4園あります。
- アレルギー児対策加算補助金として、対象児童の通所している保育所に対し補助を行っています。
- 心を育む保育として、音感教室や体操教室などに補助を出しており、保育の質の向上に役立てています。
- 施設運営維持費として、施設の修繕等の補助を行い施設の維持管理を行ってもらうことで児童の保育環境の向上に役立てています。
- 市保育士加算として、保育士人件費の補助を行い、保育士の数を多く雇ってもらうことでより手厚い保育を行うことに役立てています。
- 保育所で実施している送迎バスについて、保育所送迎バス事業の補助を行っています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度	<ul style="list-style-type: none"> ○アレルギー児、障害児を多く受け入れできるよう環境の整備や施設に対する助成を行います。 ○現在実施している保育所の増築を行います。一時預かり、子育て支援スペースを増築部分で行うため、保育室の面積を増やすとともに、弾力運用ができるようにします。 ○バスステーション計画を作ります。 ○電車等を利用した送迎を検討します。 ○育休特例を下の子が生まれてから1年半までから、1年半を経過した4月までに延長することを検討します。
H28年度	○バスステーション実施のため、法人、施設の選定、要綱等を作成します。
H29年度	○バスステーションを実施します。



＜北部地域＞

認可保育所等

図表 認可保育所等の年度別見込量と確保提供総数

単位：人

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)		57	51	49	46	43
2号認定		37	33	33	31	29
3号認定(0歳)		0	0	0	0	0
3号認定(1・2歳)		20	18	16	15	14
②確保提供総数	170	170	170	170	170	170
2号認定	104	104	104	104	104	104
3号認定(0歳)	12	12	12	12	12	12
3号認定(1・2歳)	54	54	54	54	54	54
地域型保育事業						
差異(②-①)		113	119	121	124	127

【現状】

- 認可保育所が2園あります。
- アレルギー児対策加算補助金として、対象児童の通所している保育所に対し補助を行っています。
- 心を育む保育として、音感教室や体操教室などに補助を出しており、保育の質の向上に役立っています。
- 施設運営維持費として、施設の修繕等の補助を行い施設の維持管理を行ってもらうことで児童の保育環境の向上に役立っています。
- 市保育士加算として、保育士人件費の補助を行い、保育士の数を多く雇ってもらうことでより手厚い保育を行うことに役立っています。
- 保育所で実施している送迎バスについて、保育所送迎バス事業の補助を行っています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度	○アレルギー児、障害児を多く受け入れできるよう環境の整備や施設に対する助成を行います。 ○育休特例を下の子が生まれてから1年半までから、1年半を経過した4月までに延長することを検討します。
H28年度	○年齢による定員構成を見直し、(たて割り保育など)適正な保育士配置などによる効率的な保育を促します。
H27~29年度	○成木地区唯一である保育所の老朽化に伴う増改築工事を行います。

(3) 認定こども園 (3区域)

保護者の労働の有無にかかわらず入園でき、幼児教育と保育を一体的に提供し、地域における子育て支援機能を備えた施設です。

<東部地域>

認定こども園

図表 認定こども園の確保提供総数

単位：人

	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
確保提供総数	38	38	38	38	38	38
2号認定	16	16	16	16	16	16
3号認定(0歳)	6	6	6	6	6	6
3号認定(1・2歳)	16	16	16	16	16	16

【現状】

○地方裁量型認定こども園が1園あります。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27~31年度	○需要の状況に応じ、事業者からの申請にもとづき、設置します。 ○既存の幼稚園と認可保育所に認定こども園への移行の意思があれば新たに設置を促します。



<西部地域>

認定こども園

【現状】

○現在、実施園はありません。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27~31 年度	○需要の状況に応じ、事業者からの申請にもとづき、設置します。

<北部地域>

認定こども園

【現状】

○現在、実施園はありません。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27~31 年度	○需要の状況に応じ、事業者からの申請にもとづき、設置します。



7 地域型保育給付

(1) 小規模保育事業（3区域）

国が定める基準に適合し、市町村の認可を受けた施設において、満3歳未満の子どもを、少人数（6～19名以下）単位で預かる事業です。

<東部地域>

小規模保育施設（定員19名以下の保育施設）

図表 小規模保育施設の確保提供総数

単位：人

	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
確保提供総数	9	9	9	18	18	18
3号認定（0歳）	9	9	9	18	18	18
3号認定（1・2歳）						

【現状】

○グループ型小規模保育事業を1施設で実施しており、定員9名となっています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度	○各種団体が実施する研修への積極的参加を促すための補助制度を検討します。
H28年度	○各種団体が実施する研修への積極的参加を促します。 ○新たな施設の設置を促します。
H27～31年度	○グループ型小規模保育事業を需要の状況に応じ、事業者からの申請にもとづき、設置します。

<西部地域>

小規模保育施設（定員19名以下の保育施設）

【現状】

○現在、実施施設はありません。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27～31年度	○グループ型小規模保育事業を需要の状況に応じ、事業者からの申請にもとづき、設置します。

**<北部地域>****小規模保育施設（定員19名以下の保育施設）****【現状】**

○現在、実施施設はありません。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27～31年度	○グループ型小規模保育事業を需要の状況に応じ、事業者からの申請にもとづき、設置します。

(2) 家庭的保育事業（3区域）

保育者の家庭などでお子さんを預かるサービスです。

<東部地域>**家庭的保育施設（家庭福祉員）**

図表 家庭的保育施設の確保提供総数

単位：人

	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
確保提供総数	19	19	22	24	31	31
3号認定（0歳）	19	19	22	24	31	31
3号認定（1・2歳）						

【現状】

○家庭福祉員5人を認定しており、受け入れ定員は19名となっています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H28年度	○各種団体が実施する研修へ保育士の積極的参加を促すための補助制度を検討します。 ○新規家庭福祉員を1名認定し、6名とします。またそれにより受け入れ定員を3名増とします。
H29年度	○補助員を1人増員し、受け入れ定員を3名から5名定員に増やします。（定員2名増）
H30年度	○新規家庭福祉員を1名認定し、7名とします。また、補助員を2人増員し、受け入れ定員を一か所につき3名から5名定員に増やします。（定員7名増） ○保育の量的拡大・確保が必要となった場合、その地区に設置します。



<西部地域>

家庭的保育施設（家庭福祉員）

【現状】

○現在、実施施設はありません。

<北部地域>

家庭的保育施設（家庭福祉員）

【現状】

○現在、実施施設はありません。

（3）事業所内保育事業（3区域）

企業などが、主に従業員用に運営し、周辺に在住している子どもの受け入れも行う保育施設です。

<東部地域>

事業所内保育施設

【現状】

○現在、該当する事業はありません。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27～31 年度	○事業所および院内保育施設を設置している事業者に対し、新制度の内容を周知し、状況により新制度への参入を促します。

<西部地域>

事業所内保育施設

【現状】

○現在、該当する事業はありません。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27～31 年度	○現状を把握し、事業を行っている場合は、新制度の内容を周知し、状況により新制度への参入を促します。



**<北部地域>****事業所内保育施設****【現状】**

○現在、該当する事業はありません。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27～31 年度	○現状を把握し、事業を行っている場合は、新制度の内容を周知し、状況により新制度への参入を促します。

(4) 居宅訪問型保育事業（1区域）

保護者が何らかの理由により保育が困難になった場合、障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などへの対応で、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業です。

【現状】

○現在、該当する事業はありません。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27～31 年度	○新たに設置基準等につき条例化し、それにもとづいた認可を行います。



8 相談支援

(1) 利用者支援事業（1区域）

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現状】

○現在、該当する事業はありません。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度	○次年度の実施に向け、専門的な相談員の配置について、要綱の制定および予算措置を行います。
H28～31年度	○相談員の研修、配置、利用者支援を実施します。

(2) 地域子育て支援拠点事業（3区域）

主に乳幼児とその保護者に対する育児支援を目的とした事業です。保育士や保健師による子育て相談、親子遊びなどの催し、フリースペースの開放などを行っています。子どもと一緒に遊ぶ中で、親同士も情報交換や友達づくりができ、親子で楽しく過ごせる事業です。

【現状】

○子育て支援に関する交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等の実施を行っています。

○子育て支援センター「はぐはぐ」、永山ふれあいセンター「キッズぱーく」、青梅こども未来館「にこにこ広場」、畑中保育園「すこやか」、各保育所での子育てひろば、各市民センターで行われる幼児と親のための教室と体育館開放事業を行っています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27～31年度	○施設により利用率が異なるので、事業の積極的な広報活動を行います。また、利用者の声を取り入れるなど、ホームページの充実に努めます。 ○良質かつ適切な子ども・子育て施設の環境づくりを行い、事業の質の向上に取り組みます。 ○地域住民を対象に、自治会館等既存の施設を利用し異年齢交流事業を進めるために、関係機関との協議等を行い、多様な主体を活用した事業展開を図ります。

**<東部地域>****地域子育て支援拠点事業**

■子育てひろば 14か所 支援事業 9か所

図表 地域子育て支援拠点事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人回/月

	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	8,300	8,178	7,787	7,627	7,431	7,259
②確保提供総数	16,147	16,147	16,147	16,147	16,147	16,147
差異(②-①)	7,847	7,969	8,360	8,520	8,716	8,888

<西部地域>**地域子育て支援拠点事業**

■子育てひろば 2か所 支援事業 2か所

図表 地域子育て支援拠点事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人回/月

	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	729	714	680	666	649	634
②確保提供総数	836	836	836	836	836	836
差異(②-①)	107	122	156	170	187	202

<北部地域>**地域子育て支援拠点事業**

■子育てひろば 1か所 支援事業 1か所

図表 地域子育て支援拠点事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人回/月

	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	148	144	138	135	131	128
②確保提供総数	266	266	266	266	266	266
差異(②-①)	118	122	128	131	135	138

9 訪問系事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業（1区域）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

図表 乳児家庭全戸訪問事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人／年

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	900	982	965	948	930	913
②確保提供総数	900	982	965	948	930	913
差異(②-①)	0	0	0	0	0	0

【現状】

- 生後4か月までの市内すべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。
- 民生・児童委員133人（平成26年10月現在の人数、主任児童委員は除く）および市担当職員で対応しています。

(2) 養育支援訪問事業（1区域）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

図表 養育支援訪問事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人回／年

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	31	33	35	37	39	41
②確保提供総数	31	33	35	37	39	41
差異(②-①)	0	0	0	0	0	0

【現状】

- 産前、産後で家事および育児が困難な妊産婦に対して、ヘルパーの派遣を行います。
- 1事業者に委託し対応しています。



(3) 新生児訪問事業（1区域）

新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等育児上重要な事項の指導を目的として、生後28日未満の新生児を対象に保健師等が訪問する事業です。

【現状】

○保健師4人および訪問指導員6人で、市内の訪問事業を行っています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27~31 年度	○事業の認知度を上げるため、利用者に対し広報を充実します。

(4) 未熟児訪問事業（1区域）

早期産や低出生体重で生まれた赤ちゃんは、生理的に未熟で、また、心や体の発達も正期産児に比べ遅れることも少なくないため、保健師が家庭を訪問し、育児支援を行います。

【現状】

○保健師4人で、市内の訪問事業を行っています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27~31 年度	○事業の認知度を上げるため、利用者に対し広報を充実します。

10 通所系事業

(1) 子育て短期支援事業（1区域）

保護者が生後57日目から小学校就学前の子どもを一時的に家庭で養育できない場合、宿泊を伴い原則7日間を限度に利用できる事業です。

図表 子育て短期支援事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人日/年

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	316	363	345	333	323	312
②確保提供総数	1,086	1,086	1,086	1,086	1,086	1,086
差異(②-①)	770	723	741	753	763	774

【現状】

- 市内乳児院・児童養護施設に委託し、年末年始の3日間を除き毎日実施しています。
- この乳児院・児童養護施設では、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町も同事業を委託しています。6市町で1日最大10人の受け入れが可能となっています。

(2) 一時預かり事業（保育所等）（3区域）

病気やけが、冠婚葬祭など、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった場合、保育所等で未就学児を一時的に預かる事業です。育児による疲労・ストレスなどを感じた場合も利用できます。

<東部地域>

図表 一時預かり事業（保育所等）の年度別見込量と確保提供総数

単位：人日/年

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)		27,765	26,542	25,309	24,646	23,361
②確保提供総数	15,695	19,345	22,995	24,820	24,820	24,820
差異(②-①)		▲8,420	▲3,547	▲489	174	1,459

【現状】

- 認可保育所で7園、認定こども園で1園、家庭福祉員で実施しています。



【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度	○保育所施設整備実施園に一時預かり（定員10名）の実施について協議していきます。
H28年度	○保育所施設整備実施園に一時預かり（定員10名）の実施について協議していきます。 ○定期一時預かりについて事業実施を検討します。
H29年度	○保育所施設整備実施園に一時預かり（定員5名）の実施について協議していきます。

<西部地域>

図表 一時預かり事業（保育所等）の年度別見込量と確保提供総数

単位：人日／年

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 （量の見込み）		2,095	1,783	1,701	1,530	1,560
②確保提供総数	1,825	3,650	3,650	3,650	3,650	3,650
差異（②－①）		1,555	1,867	1,949	2,120	2,090

【現状】

○認可保育所で1園実施しています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度	○現在実施している園を増築し、一時預かり、子育て支援スペースの充実を図り、定員5名を増加します。 ○定期一時預かりについて事業実施を検討します。

<北部地域>

図表 一時預かり事業（保育所等）の年度別見込量と確保提供総数

単位：人日／年

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 （量の見込み）		1,430	1,300	1,274	1,222	1,118
②確保提供総数	0	0	1,825	1,825	1,825	1,825
差異（②－①）		▲1,430	525	551	603	707

【現状】

○現在、実施施設はありません。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度	○一時預かりの実施について協議していきます。 ○実施を検討します。
H28年度	○一時預かり（定員5名）の実施について協議していきます。 ○定期一時預かりについて事業実施を検討します。



(3) 一時預かり事業

① 幼稚園（1区域）

図表 一時預かり事業（幼稚園）の年度別見込量と確保提供総数

単位：人日／年

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 （量の見込み）		9,113	8,692	8,288	8,060	7,650
②確保提供総数	78,750	78,750	78,750	78,750	78,750	78,750
差異（②－①）		69,637	70,058	70,462	70,690	71,100

【現状】

○現在、確保については充足しています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27～28 年度	○幼稚園の預かり保育を充実させ、在園児について、夏休みなどの長期休暇の預かり保育を実施するよう、協議していきます。 ○実施する場合には、人件費等を補助することも検討します。
H29～31 年度	○幼稚園の預かり保育を拡大させ、在園児だけでなく、卒園児さらには地域の子ども居場所として利用できるよう、協議していきます。

②ファミリー・サポート・センター等（1区域）

図表 一時預かり事業（ファミリー・サポート・センター等）の年度別見込量と確保提供総数
 単位：人日／年

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 （量の見込み）		20,896	19,851	19,284	18,745	18,171
②確保提供総数	16,931	16,931	17,171	17,651	18,131	18,611
差異（②－①）		▲3,965	▲2,680	▲1,633	▲614	440

【現状】

○ファミリー・サポート・センター事業の平成25年度末会員数は、利用会員534人、提供会員172人、両方会員 7人 計713人となっています。
 ○子育て短期支援事業と同様に、乳児院・児童養護施設においても受け入れが可能となっています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度	○ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業、障害福祉サービス等の一時預かり事業の充実を検討します。 ○ファミリー・サポート・センター事業の提供会員を10名増員します。
H28～31年度	○ファミリー・サポート・センター事業の提供会員を20名増員します。
H27～31年度	○提供会員の質の向上のため、研修を充実していきます。 ○利便性を高めるために、提供会員と利用会員に対し、きめ細やかなマッチングを進めます。 ○使用者の利便性を考慮した、病後児の対応が図られるような仕組みを、検討していきます。

**(4) 延長保育事業（3区域）**

通常の保育時間の前後に、保育所が在所児を預かる事業です。本市では、仕事や一時的な用事などに応じて、延長保育を実施しています。

<東部地域>

図表 延長保育事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人日／年

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)		1,041	991	959	934	899
②確保提供総数	2,765	2,765	2,765	2,765	2,765	2,765
差異(②-①)		1,724	1,774	1,806	1,831	1,866

【現状】

○全園で実施しています。

○延長時間は30分が4施設、1時間が10施設、2時間が11施設で25園実施しています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27～31 年度	○ニーズは十分に確保されていますが、需要があれば時間の拡大等について保育所と調整を図っていきます。

<西部地域>

図表 延長保育事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人日／年

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)		91	84	81	75	75
②確保提供総数	220	220	220	220	220	220
差異(②-①)		129	136	139	145	145

【現状】

- 全園で実施しています。
- 延長時間は30分が3施設、1時間が1施設で実施しています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27～31年度	○ニーズは十分に確保されていますが、需要があれば時間の拡大等について保育所と調整を図っていきます。

<北部地域>

図表 延長保育事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人日／年

	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)		19	18	16	16	15
②確保提供総数	170	170	170	170	170	170
差異(②-①)		151	152	154	154	155

【現状】

- 全園で実施しています。
- 延長時間は30分が1施設、1時間が1施設で実施しています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27～31年度	○ニーズは十分に確保されていますが、需要があれば時間の拡大等について保育所と調整を図っていきます。

**(5) 病児・病後児保育事業（1区域）**

病気や病気の回復期にあるお子さんを対象に、保育所での集団保育が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できないときに一時的に保育する施設です。

図表 病児・病後児保育事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人日／年

	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)		4,929	4,676	4,516	4,383	4,227
②確保提供総数	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
差異(②-①)		▲3,929	▲3,676	▲3,516	▲3,383	▲3,227

※②確保提供総数は、病後児保育のみの人数

【現状】

- 病児保育室は現在行っていません。
- 病後児保育室が東部地域に1施設あります。
- 病後児保育室は25年度利用率が、16%と低い状況となっています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27～31年度	<ul style="list-style-type: none"> ○現在、保育所等に入所している児童のみが利用対象となっていますが、保育所等に入所していなくても利用できるように要綱を改正するなどして利用対象を広げ、定期的に広報等での周知を行い、利用者の増加を図ります。 ○病児保育室の設置について検討します。 ○利用者の利便性を考慮して、ファミリー・サポート・センターの利用を検討していきます。

(6) 学童保育事業（放課後児童クラブ）（4区域）

仕事などにより、昼間保護者が家庭にいない児童を対象に、遊びや生活の場を提供します。

<東部地域>：低学年（1～3年生）

図表 放課後児童クラブの年度別見込量と確保提供総数

単位：人

低学年	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	1,063	1,257	1,480	1,419	1,345	1,271
②確保提供総数	1,060	1,060	1,060	1,390	1,390	1,390
差異（②－①）	▲3	▲197	▲420	▲29	45	119

【現状】

- 地域内11小学校において事業が行われています。
- 学童保育の定数を上回る受け入れを行っていますが、利用希望者が多いため、待機児童が発生しています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度	<ul style="list-style-type: none"> ○定数変更のため確保提供総数が減となります。（例：50名規模→おおよそ40名規模） ○近隣の学童保育所への通所に対する安全策への補助を検討します。 ○待機児童が多くいる学校の周辺にある既存施設を利用し、拠点方式で学童保育所の開所および待機児童が出た学校から他の学童保育所への受け入れ方法を検討します。 ○放課後子ども総合プラン（P83参照）を進め、遊びの場の拡大および幅広い年齢での遊びの共有による、質の向上を目指します。
H28年度	<ul style="list-style-type: none"> ○第二学童保育所の二階のプレイルームを静養室として使用し、環境の改善を行います。
H29年度	<ul style="list-style-type: none"> ○新町学童保育所のプレイルーム2か所および千ヶ瀬学童保育所においてそれぞれ1クラス学童の保育を増設（150人確保予定）します。
H27～31年度	<ul style="list-style-type: none"> ○現在入所要件となっていない、保護者の状況が夜間勤務就労者、育児休業中および求職中などの要件について、受け入れを検討します。
H28～31年度	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後子ども総合プラン（P83参照）を強化し、遊びの場の拡大および幅広い年齢での遊びの共有による、質の向上を図ります。



＜東部地域＞：高学年（４～６年生）

図表 放課後児童クラブの年度別見込量と確保提供総数

単位：人

高学年	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	5	485	578	577	559	556
②確保提供総数	4	0	0	0	0	0
差異(②-①)	▲1	▲485	▲578	▲577	▲559	▲556

【現状】

○3年生2学期から退所者が増加する現在の利用実態との差異を確認し、実際に近い利用者数に応じた数の備品等を備えるため、現在学童保育を利用している2～3年生に対しアンケート調査を行い、受け入れ準備を行っています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の施設を利用した事業を進めるために、関係機関との協議等を行い、多様な主体を活用した事業展開を図ります。また、市内全域の待機児童を対象に、8月のみ拠点方式の夏休み学童保育事業を実施します。 ○放課後子ども総合プラン（P83参照）を進め、遊びの場の拡大および幅広い年齢での遊びの共有による、質の向上を目指します。 ○②の確保提供総数については、平成26年度時点での人数であり、今後、低学年の受け入れ状況を勘案しながら、高学年を受け入れる推進体制を図ります。
H28～31年度	<ul style="list-style-type: none"> ○平成26年度に行うアンケートの結果と平成27年度に行った夏休み学童保育所の利用者数をもとに、既存の施設を利用した学童保育事業を検討します。 ○放課後子ども総合プラン（P83参照）を強化し、遊びの場の拡大および幅広い年齢での遊びの共有による、質の向上を図ります。



<西部地域>：低学年（1～3年生）

図表 放課後児童クラブの年度別見込量と確保提供総数

単位：人

低学年	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	202	149	146	134	125	106
②確保提供総数	250	250	250	225	225	225
差異（②－①）	48	101	104	91	100	119

【現状】

- 地域内3小学校において事業が行われています。
- 学童保育所の利用希望者が定数に達していないため、待機児童は発生していません。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度	<ul style="list-style-type: none"> ○定数変更のため確保人数が減となります。（例：50名規模→おおよそ40名規模） ○学童保育事業の対象年齢の引き上げにより、提供区域内での利用調整が発生する可能性があるため、公共交通機関を利用した移動に対する助成を検討します。 ○放課後子ども総合プラン（P83参照）を進め、放課後の子どもの居場所を確保します。
H27～31年度	<ul style="list-style-type: none"> ○現在入所要件となっていない、保護者の状況が夜間勤務就労者、育児休業中および求職中などの要件について、受け入れを検討します。
H28～31年度	<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通機関を利用し、他の学童への通所に対する補助を開始します。 ○放課後子ども総合プラン（P83参照）を強化し、遊びの場の拡大および幅広い年齢での遊びの共有による、質の向上を図ります。



＜西部地域＞：高学年（４～６年生）

図表 放課後児童クラブの年度別見込量と確保提供総数

単位：人

高学年	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)		99	95	92	94	92
②確保提供総数		0	0	0	0	0
差異(②-①)		▲99	▲95	▲92	▲94	▲92

【現状】

○3年生2学期から退所者が増加する現在の利用実態との差異を確認し、実際に近い利用者数に応じた数の備品等を備えるため、現在学童保育を利用している2～3年生に対しアンケート調査を行い、受け入れ準備を行っています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の施設を利用した事業を進めるために、関係機関との協議等を行い、多様な主体を活用した事業展開を図ります。また、市内全域の待機児童を対象に、8月のみ拠点方式の夏休み学童保育事業を実施します。 ○放課後子ども総合プラン（P83参照）を進め、遊びの場の拡大および幅広い年齢での遊びの共有による、質の向上を目指します。 ○②の確保提供総数については、平成26年度時点での人数であり、今後、低学年の受け入れ状況を勘案しながら、高学年を受け入れる推進体制を図ります。
H28～31年度	<ul style="list-style-type: none"> ○平成26年度に行うアンケートの結果と平成27年度に行った夏休み学童保育所の利用者数をもとに、既存の施設を利用した学童保育事業を検討します。 ○放課後子ども総合プラン（P83参照）を強化し、遊びの場の拡大および幅広い年齢での遊びの共有による、質の向上を図ります。

＜北部地域小曾木地区＞：低学年（1～3年生）

図表 放課後児童クラブの年度別見込量と確保提供総数

単位：人

低学年	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	23	0	0	0	0	0
②確保提供総数	40	40	40	40	40	40
差異（②－①）	17	40	40	40	40	40

【現状】

- 地域内1小学校において事業が行われています。
- 学童保育所の利用希望者が定数に達していないため、待機児童は発生していません。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度	○放課後子ども総合プラン（P83参照）を進め、放課後の子どもの居場所を確保します。
H27～31年度	○現在入所要件となっていない、保護者の状況が夜間勤務就労者、育児休業中および求職中などの要件について、受け入れを検討します。
H28～31年度	○放課後子ども総合プラン（P83参照）を強化し、遊びの場の拡大および幅広い年齢での遊びの共有による、質の向上を図ります。

**<北部地域小曾木地区>：高学年（4～6年生）****【現状】**

- 利用者推計総数および確保提供総数ともにありません。
- 3年生2学期から退所者が増加する現在の利用実態との差異を確認し、実際に近い利用者数に応じた数の備品等を備えるため、現在学童保育を利用している2～3年生に対しアンケート調査を行い、受け入れ準備を行っています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の施設を利用した事業を進めるために、関係機関との協議等を行い、多様な主体を活用した事業展開を図ります。また、市内全域の待機児童を対象に、8月のみ拠点方式の夏休み学童保育事業を実施します。 ○放課後子ども総合プラン（P83参照）を進め、遊びの場の拡大および幅広い年齢での遊びの共有による、質の向上を目指します。
H28～31年度	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後子ども総合プラン（P83参照）を強化し、遊びの場の拡大および幅広い年齢での遊びの共有による、質の向上を図ります。

<北部地域成木地区>：低学年（1～3年生）

図表 放課後児童クラブの年度別見込量と確保提供総数

単位：人

低学年	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	19	15	13	11	9	9
②確保提供総数	20	40	40	40	40	40
差異（②－①）	1	25	27	29	31	31

【現状】

- 地域内1小学校において事業が行われています。
- 学童保育所の利用希望者が定数とほぼ同数のため、待機児童は発生していません。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27～31年度	<ul style="list-style-type: none"> ○学童保育所の利用希望者が増加傾向にあるため、学校の転用可能教室で事業を実施することとし、受入枠の拡大を行います。 ○現在入所要件となっていない、保護者の状況が夜間勤務就労者、育児休業中および求職中などの要件について、受け入れを検討します。

＜北部地域成木地区＞：高学年（4～6年生）

【現状】

- 利用者推計総数および確保提供総数ともにありません。
- 3年生2学期から退所者が増加する現在の利用実態との差異を確認し、実際に近い利用者数に応じた数の備品等を備えるため、現在学童保育を利用している2～3年生に対しアンケート調査を行い、受け入れ準備を行っています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度	○既存の施設を利用した事業を進めるために、関係機関との協議等を行い、多様な主体を活用した事業展開を図ります。また、市内全域の待機児童を対象に、8月のみ拠点方式の夏休み学童保育事業を実施します。



(7) 放課後子ども総合プラン

【趣旨・目的】

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごせ、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブおよび放課後子供教室の計画的な整備等を進めます。

【事業計画】

今後国が示す次世代育成支援対策推進法による行動計画策定指針にもとづき、以下の内容について盛り込むこととします。

【内容】

- (1) 放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量
- (2) 一体型の放課後児童クラブおよび放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量
- (3) 放課後子供教室の平成31年度までの整備計画
- (4) 放課後児童クラブおよび放課後子供教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策
- (5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブおよび放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
- (6) 放課後児童クラブおよび放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- (7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組等

【体制と役割等】

教育委員会と具体的な連携方策、小学校の余裕教室等の活用方策と公表、活動プログラムの企画・充実、安全管理方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、広報活動方策、事業の検証・評価を行う「運営委員会」を設置します。

なお、平成27年4月1日から施行される「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」にもとづく総合教育会議において、教育委員会と総合的な放課後対策の在り方について十分協議し、放課後等の活動への学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブおよび放課後子供教室の実施の促進を図り、総合的な放課後対策について出された方針をもとに、「運営委員会」で具体的な対策を検討していくものとします。また、民間企業が実施主体として本事業に加えて高付加価値型のサービスを提供することも検討することとします。

11 その他事業

(1) ファミリー・サポート・センター事業（1区域）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）が、地域の中で助け合いながら子育てをする有償ボランティアの会員組織です。

図表 ファミリー・サポート・センター事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人回／年

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	2,228	2,450	2,695	2,964	3,260	3,586
②確保提供総数	6,205	6,205	6,445	6,925	7,405	7,885
差異（②－①）	3,977	3,755	3,750	3,961	4,145	4,299

【現状】

○平成25年度末会員数：利用会員534人、提供会員172人、両方会員 7人
計713人となっています。



(2) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊娠に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【現状】

○実施場所：市長が委託契約を締結した都内医療機関

○実施体制：妊婦が、妊婦健康診査受診票を医療機関に提出し、妊婦健康診査を実施します。（妊婦健康診査受診票は、妊婦が妊娠届出書を本市（健康センター）に提出した際に交付されます。）

1人あたり14回分の受診票が交付されます。また、出産予定日現在35歳以上の方を対象に超音波検査の受診票（1回分）が交付されます。

○検査項目：一般健康診査

初回：問診、体重測定、血圧測定、尿検査（糖、蛋白定性）、血液検査（血液型（ABO、Rh）、貧血、血糖、不規則抗体）、梅毒（梅毒血清反応検査）、HBs抗原検査、風疹抗体検査

2～14回目：問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導、その他選択項目（次の項目から1項目を選択）、クラミジア抗原、C型肝炎、経膈超音波、HTLV-1抗体、血糖、貧血、B群溶連菌、NST（ノン・ストレス・テスト）

超音波検査

経腹法による断層撮影：胎児数、胎位、胎児の発育異常（羊水量の異常を含む）、胎盤の付着部位の異常、その他（妊娠・分娩に大きな影響のある異常）

○実施時期：受診票の有効期間は、交付の日（妊娠届出書提出時）から出産の日まで。

※厚生労働省が示している妊婦健康診査の「標準的な“妊婦健診”の例」のとおり

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度	○超音波検査の受診票の交付については、平成27年度から対象年齢の緩和を検討します。



(3) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業（3区域）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

＜東部地域＞＜西部地域＞＜北部地域＞

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度以降 ～31年度	○国の動向に応じ助成を実施していきます。

(4) 多様な主体が参画することを促進するための事業（3区域）

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していく事業です。

＜東部地域＞＜西部地域＞＜北部地域＞

【確保の方策】

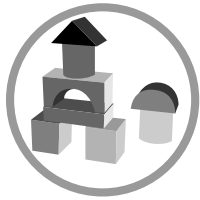
年度	確保の方策
H27年度以降 ～31年度	○現状の保育施設にないものに対して手段を講じていきます。

(5) 児童虐待防止ネットワーク事業（独自事業）（1区域）

青梅市要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化を図るとともに、児童福祉専門員等による研修会を開催する事業です。

【確保の方策】

年度	確保の方策
H27年度以降 ～31年度	○実施機関：青梅市子ども家庭支援センター ○関係機関で構成された要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、研修会開催や専門性を図る取組を行います。



第2章 その他関連施策の展開





第2章 その他関連施策の展開

1 産後の休業および育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業満了時以降、希望する保護者が教育・保育事業を利用できるよう環境を整備します。また、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に情報提供を行うとともに、相談支援事業の充実に向け取り組みます。

No.	事業名	事業の内容	担当部署
1	子ども家庭支援センター事業の充実	子ども家庭支援センター事業については、組織の強化を含めて拡充し、総合相談、情報提供などを進めます。	子ども家庭支援課

2 児童虐待防止対策の充実

東京都が実施している施策と連携を図り、本市の実情に応じた施策を推進します。

(1) 発生予防、早期発見、早期対応等

No.	事業名	事業の内容	担当部署
2	児童虐待防止対策の充実	児童虐待（障害児を含む）の防止に向けて、総合的な親と子の心の健康づくり対策の推進を図るとともに、相談体制の整備、早期発見と保護など、要保護児童対策地域協議会等において関係機関との連携強化に努めます。	子ども家庭支援課 障がい者福祉課 健康課
3	子どもの人権の尊重	人権尊重の精神を育成するために、基本的人権を基にして子ども自らの力で暴力を防止する人権教育や道徳教育および生活指導の充実を図るとともに、保護者、地域および関係機関との連携を図り、不登校やいじめ、暴力行為、児童虐待をなくし、子どもたちが安心して学ぶことのできる学校を目指します。	指導室（※） 子ども家庭支援課

※教育部指導室（以下同じ）

(2) 社会的養護施策との連携

No.	事業名	事業の内容	担当部署
4	養育家庭制度の普及	児童虐待や養育困難など何らかの事情により家庭で生活できない子どものための社会的養護施策として、東京都の養育家庭制度の普及を図ります。	子ども家庭支援課

3 母子家庭および父子家庭の自立支援の推進

東京都が実施している施策と連携を図り、本市の実情に応じた施策を推進します。

No.	事業名	事業の内容	担当部署
5	ひとり親家庭等への医療費助成の実施	ひとり親家庭等に対し、医療費を助成します。	子育て推進課
6	ひとり親家庭の相談支援	ひとり親家庭における相談業務の充実を図ります。	子ども家庭支援課
7	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の実施	義務教育終了前の子どもがいるひとり親家庭を対象に、ホームヘルプサービスを実施します。	子育て推進課

4 障害児施策の充実等

東京都が実施している施策と連携を図り、本市の実情に応じた施策を推進します。

No.	事業名	事業の内容	担当部署
8	乳幼児経過観察・発達健康診査の実施	乳幼児を対象に、医師による経過観察・発達健康診査を実施します。	健康課
9	発達障害児等の相談の実施	発達障害児および発達障害の疑いのある者の相談支援を実施します。	障がい者福祉課
10	放課後対策事業の実施	学校が終わった放課後における活動場所として、障害児が安全に遊べる環境を提供します。	障がい者福祉課

5 労働者の職業生活と家庭生活との両立

仕事と生活の調和を実現するため、働き方を見直し、仕事と子育ての両立が可能となるよう雇用環境の基盤整備を図ります。

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

No.	事業名	事業の内容	担当部署
11	就学前教育の充実と小学校との連携	保育所・幼稚園と小学校が連携し、乳幼児期から学齢期への円滑な移行を図ります。	指導室 子育て推進課
12	放課後子ども教室の拡充	地域で子どもたちを育む環境づくりと子どもたちの安心・安全な活動拠点づくりを推進します。	社会教育課



(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

No.	事業名	事業の内容	担当部署
13	多世代・異年齢交流事業の推進	子どもたちが様々な人と出会い、ふれあうことのできる多世代・異年齢交流を推進します。	市民活動推進課 子ども家庭支援課
14	子どもの居場所づくり	次世代育成支援地域協議会の検討報告書にもとづき、既存施設を利用し、子どもたちが身近で安全に遊べる場や安心できる居場所の確保を図ります。	市民活動推進課 子ども家庭支援課
15	子育てグループづくり	各施設における親子の遊びや交流・学習、母親学級などの機会を通して、親同士のコミュニケーションを図り、子育てグループの育成を図ります。	健康課 市民活動推進課 子ども家庭支援課
16	保育所の整備・充実の支援	施設整備計画にもとづき、私立保育所等の整備、充実を支援していきます。	子育て推進課
17	延長保育事業の充実	2時間延長保育等の内容の充実を図ります。	子育て推進課
18	休日保育事業の実施	休日保育の拡充を図ります。	子育て推進課
19	保育所・幼稚園等への巡回相談員等派遣事業の充実	市内全保育所および幼稚園等に、臨床心理士等の派遣による巡回相談を実施し、支援が必要な子どもと家庭の早期発見とその対応の充実を図ります。	指導室 子育て推進課

6 地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化

No.	事業名	事業の内容	担当部署
20	子育てにやさしいまちづくり(赤ちゃんふらっと事業)の推進	外出時のおむつ替えや授乳場所の確保など、子育てにやさしいまちづくりを進めます。	商工観光課 子ども家庭支援課
21	子育て教室の開催(母親学級、離乳食・幼児食教室)	妊娠・出産・育児について学ぶ講座の充実を図ります。離乳食・虫歯等についての講座等を開催します。	健康課
22	乳幼児医療費助成の実施	義務教育就学前の乳幼児の医療費の自己負担の一部を助成します。	子育て推進課
23	子どもや母親、妊婦の健康の確保	<p>①母親学級(母性科・育児科)・両親学級の開催、電話相談等により育児に対する不安の解消を図り、良いお産の促進を図ります。</p> <p>②母子手帳、啓発紙・冊子の発行・配布により、子どもの事故の防止を図ります。</p> <p>③相談事業やグループワークにより、母親のストレス防止や児童虐待の発生を予防します。</p> <p>④10代の親に対する育児支援に努めます。</p>	健康課

No.	事業名	事業の内容	担当部署
24	妊産婦健康診査の実施と産婦対策の推進	妊産婦を対象に、健康診査を実施します。	健康課
25	妊婦歯科健康診査の実施	妊婦を対象に、歯科健康診査を実施します。	健康課
26	乳幼児健康相談の実施、母と子の保健指導(健康指導)の実施	乳幼児の発育・離乳食・むし歯予防などについて、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、心理相談員による健康相談を実施します。	健康課
27	妊婦食教室・離乳食教室・幼児食教室の実施	妊婦食・離乳食・幼児食の実習と試食および栄養についての講義を実施します。	健康課
28	乳幼児健康診査の実施	①3か月児、6か月児、9か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、健康診査を実施します。	健康課
		②未受診児に対し、フォローを行います。	
29	幼児体操教室の開催	4歳から6歳児を対象に、ボールやフープなどの手具を使った運動やゲームを行います。	スポーツ推進課
30	幼児歯科相談の実施	2歳児と2歳6か月児を対象に、歯科健康教育・歯科健康診査・予防処置を実施します。	健康課
31	幼児歯科健康診査の実施	1歳6か月児、3歳児を対象に、歯科健康診査を実施します。	健康課
32	次代の親の育成	市内の中学・高校等と連携し乳幼児とのふれあいの機会づくりを充実させます。	子ども家庭支援課

7 子ども世代の保護者負担の軽減

No.	事業名	事業の内容	担当部署
33	義務教育就学児医療費助成の実施	義務教育就学児の医療費の自己負担の一部を助成します。	子育て推進課
34	幼稚園等保護者への支援	幼稚園等に在園する子を持つ保護者の負担軽減のため補助を行い支援します。	子育て推進課
35	児童手当の支給	児童手当(国制度)の適正・迅速な支給を実施します。	子育て推進課
36	交通機関利用児童通学費補助	公共交通機関を利用して市立小学校へ通学する児童の保護者に対して、通学費を補助します。	子ども家庭支援課
37	ひとり親家庭等への医療費助成の実施	ひとり親家庭等に対し、医療費を助成します。	子育て推進課
38	情報提供の充実	ライフサイクルに応じた記載など、さらに充実した「子育て支援ガイド」を作成するとともに、利用者からの情報も取り入れた、子育て支援ホームページである「子育てネット」事業の拡充を行います。	子ども家庭支援課



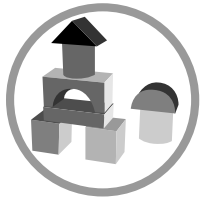
No.	事業名	事業の内容	担当部署
39	統合保育の充実	障害のある乳幼児と一緒に保育する統合保育を市内29保育所で実施します。	子育て推進課
40	第三者評価サービスの実施	利用者のサービス選択のための情報提供と保育サービスの質を確保するため、市内31の全保育所で第三者評価サービスを実施します。	子育て推進課

8 施設職員に対する支援

No.	事業名	事業の内容	担当部署
41	研修および人材確保等に対する支援の実施	教諭・保育士等の質を向上させるための研修や人材確保等に対する支援に努めます。	子育て推進課



**第3部 次世代育成支援地域行動計画
から継承する事業**



第1章 子どもが伸びやかに育つまちづくり





第2部では、子ども子育て支援法第61条第1項にもとづく計画として、各種施策の展開を記述してきました。しかし、次世代育成支援地域行動計画により、18歳までの児童とその保護者を中心に、地域で子どもの成長を応援する地域住民を含んだ幅広い層・世代などを対象として今まで取り組んできた様々な施策・事業は、次世代を担う子どもたちの育成支援のためには、今後も重要になります。

このため、青梅市次世代育成支援地域協議会での議論により策定された、次世代育成支援地域行動計画における各種事業を継続させるため、本計画に継承します。

なお、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成25年6月に成立し、平成26年8月には同法にもとづく「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して、国と地方公共団体の取組などがうたわれています。

本市においても、「子供の貧困対策に関する大綱」にもとづく国や東京都などの施策と歩調を合わせ、子どもに対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を推進することとし、今後、本計画に的確に反映させていきます。

第1章 子どもが伸びやかに育つまちづくり

1 子どもが安心して楽しく過ごせるまちづくり

子どもは長い間、自然の中で思い切り遊び、育ってきましたが、車が道路にあふれ、交通事故や犯罪の心配もあり屋外で遊ぶことが少なくなっています。また、かつて以上に学力が重視され、格差社会といわれる社会状況の中、心身ともにゆとりが持てない子どもたちが増えています。そのため、子どもたちの体力は低下し、生活習慣病の危険も高まり、子ども同士で人間関係をつくっていくことが苦手な子どもも増えています。

子どもたちが安心して家から出て遊ぶことができる遊び場を確保するとともに、だれもが生活しやすい安全なまちをつくることが求められています。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
1	福祉のまちづくりの推進	「青梅市福祉まちづくり整備要綱」および「東京都福祉のまちづくり条例」にもとづき、施設、歩道、公園などのバリアフリー化を進めます。	福祉総務課
2	福祉マップの改定	①平成22年度に作成した福祉マップを保護者の視点を参考に、必要に応じ改定します。 ②次期改定時に、福祉マップのホームページ化を検討します。	福祉総務課
3	有害環境対策の推進	事業者や地域住民とも連携し、性や暴力などの子どもに対する有害情報の自主的規制を推進します。	子ども家庭支援課
4	子どもの交通事故や災害被害のないまちづくりの推進	①PTAなどと連携し、交通安全総点検を実施し、通学路の安全確保に努めます。 ②子どもに対する交通安全教育の充実を図ります。 ③幼児・児童用自転車ヘルメット購入費の助成を実施します。	市民安全課 建設部管理課 土木課 教育総務課
5	子どもを犯罪等の被害から守るまちづくりの推進	①通学路などに街路灯などの整備を図ります。 ②子どもや保護者に対して犯罪等に関する情報提供を速やかに行うとともに、全校でのセーフティ教室などを行います。 ③防犯パトロールや「子ども110番の家」など、防犯ボランティア活動を促進します。	市民安全課 子育て推進課 建設部管理課 教育総務課 指導室
6	子育てにやさしいまちづくりの推進	子育て世帯の定住や転入を促すため、子育て世帯への入居支援と合わせて、その受け皿となる良質な住宅の供給に努めます。	住宅課
7	公園・緑地、児童遊園の活用	都市公園、児童遊園の定期的な施設の点検・清掃、遊具の更新などの管理を行います。	公園緑地課
8	公園・緑地内の緑地管理ボランティア育成	公園・緑地内の緑地を管理するボランティアの育成を図ります。	公園緑地課
9	自然環境を生かした子育て環境づくり	恵まれた自然環境の中で、子どもたちが集い、遊び過ごせる場所づくりを検討します。	公園緑地課 子ども家庭支援課
10	子育て支援事業の拡充	市民センターなどを会場にした子育て支援事業を拡充するとともに自治会館などの既存施設の活用の拡大を図ります。また、ボランティアの協力を受けながら運営の充実を図ります。	市民活動推進課 子ども家庭支援課



2 「生きる力」を育む教育の推進

子どもたちは、小・中学校において、基礎的な学力を身につけるとともに、家庭や地域において、様々な生活体験や職業体験、社会体験を積み重ねていきます。ところが、近年、子どもの遊ぶ機会が減り、家庭や地域の教育機能が低下して体験機会の減少が進むとともに、学ぶ意欲を失う子どもが増加し、学力の低下が心配されています。

今、その反省から、「生きる力」を育む教育改革が進められており、「楽しい、わかる」授業の取組や様々な体験教育が進められるとともに、「いじめ」や「不登校」などに対する取組も図られています。また、子どもたちの自立に向けて、地域や家庭で様々な体験機会をつくる取組が始まってきており、支援が求められます。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
11	就学前教育の充実	市民センターや体育館などにおいて、地域の実情に応じ、幼児のための教室を設け、学習機会を提供します。	子ども家庭支援課 スポーツ推進課 社会教育課 市民活動推進課
12	学ぶ意欲と基礎学力の向上	①教師の研究活動や研修の充実を図り、楽しい授業、分かる授業のできる教師の育成を図ります。 ②授業日数の弾力化により授業時数の充実を図ります。 ③登録制度などを活用し、市民講師による、実体験にもとづいた興味のもてる授業の充実を図ります。 ④学校図書館の充実とともに読書活動の充実を図ります。 ⑤小・中学校一貫教育により、9年間を通じた指導の充実を図ります。 ⑥青梅サタデースクールの実施により、児童・生徒に基礎・基本の習得を図ります。	指導室
13	情報化や国際化に対応した学校教育の充実	①コンピュータを活用した教育の充実や、AET（教員と協力して英語指導を行う外国人）の活用を進めます。 ②AETを各小・中学校に派遣し、英語指導・国際理解教育の充実を図ります。	指導室
14	児童・生徒への健全育成教育の充実	①教育相談の充実を図ります。 ②市いじめ防止条例の制定により、いじめの未然防止と対応を図ります。 ③いじめのない学校づくりを進めるとともに、不登校対策の充実を図ります。 ④規則正しい生活習慣と食に関する指導の充実を図ります。 ⑤総合的な学習の時間を活用し、乳幼児など異なる世代との交流を進めます。 ⑥小・中学校一貫教育を通して、継続した生活指導の充実を図ります。	指導室

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
15	学校の教育施設・設備の充実	①校舎の改築や耐震補強により、防災対策の充実に努めます。	施設課
		②トイレなど、学校の教育環境の整備に努めます。	
		③学校のバリアフリー化に努めます。	
16	地域と連携した開かれた学校づくり	①開かれた学校づくりを推進し、保護者・市民の教育への関心を高め、学校ボランティア活動への参加を促進し、地域の教育力を活用した学校教育の充実に努めます。	指導室 社会教育課
		②校庭や空き教室の活用など、開かれた学校づくりを進めます。	
17	地域の教育力の向上	①青梅ボランティア・市民活動センターと連携し、学校ボランティア、教育ボランティア活動の充実に努めます。	市民活動推進課 社会教育課 中央図書館管理課
		②図書館ボランティアとの協働等によるおはなし会の開催など、読書活動の充実に努めます。	
		③地域の人材を発掘し、身につけた知識・技術などを広げていくため、人材登録制度を実施します。	
18	体験的な学習の充実	①森や河川を利用し、多様な自然体験活動の機会を提供します。	農林課 社会教育課 市民活動推進課 環境政策課
		②野鳥講座を継続して実施します。	
		③伝統文化体験、工作・手芸体験、異年齢集団による活動体験等、多様な体験機会の充実に努めます。	
19	交流、文化・芸術、スポーツ・レクリエーションなど多様な活動支援	①「青梅市スポーツ振興基金」による援助・表彰、市民体育大会などの実施、体育施設や運動広場、学校体育施設の開放などを行い、多様な活動を支援します。	文化課 スポーツ推進課
		②すべての年代を対象とした、総合型地域スポーツクラブの育成を目指します。	
20	ジュニアスポーツ教室の開催	体を動かす楽しさを知り、スポーツへの関心を高めるために、各種スポーツの紹介、体験機会の提供を行います。	スポーツ推進課
21	レッツゴー!こども体操教室	小学1～6年生を対象にゲーム、軽体操を行います。	スポーツ推進課
22	家庭教育講座の充実	①その時々的情勢にあった講座を計画し、保護者への学習機会の提供、充実に努めます。	社会教育課 市民活動推進課
		②子どもの体験機会の充実に向けて、親の体験講座の充実に努めます。	
23	親と子の交流事業の推進	①親と子どものための体験事業の充実に努めます。	社会教育課 市民活動推進課 農業委員会
		②農業委員の指導のもと、親子農業体験会を実施します。	



3 子どもの人権の尊重

子どもたちの豊かな心を育てていくためには、乳幼児期から一人一人の子どもが多くの人から愛され、くつろぐことができる生活の場をつくるのが大切です。子どもたちが社会の一員として、その人権を家庭、地域、学校、社会のあらゆる場で尊重されるよう、児童の権利に関する条約についての啓発を行うとともに、子どもがまちづくりに参加できる機会を設け、子どもの視点や意見を反映していくことが重要です。思春期の自立に向けての様々な悩みを受け止められる体制の整備も必要となります。

また、親が子育てで孤立し、児童虐待等に陥ることを事前に防ぐような相談・支援体制や、子どもたち自身が人権意識を持ち、暴力から自分を守るための知識や技能を持てるようにする取組が求められます。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
24	児童の人権に関する理解の普及・啓発	①ポスターチラシの配布等の普及・啓発活動を継続します。	子ども家庭支援課 指導室
		②教員対象の研修会、情報の提供および広報活動の充実を図ります。	
		③広報や「子育てネットホームページ」などを活用し、市民に対する情報提供および広報の充実を図ります。	
25	個性を認め合う人権意識の醸成	①人権を大切にする心を養う教育の徹底を図ります。	指導室 市民安全課
		②児童虐待やいじめ、差別などの問題への取組を通して、人権教育を進めます。	
		③人権の花運動を通じ、人権尊重思想の普及・啓発を図ります。	
26	子どもの視点に立った取組	子ども議会やアンケート調査など、様々な事業において子どもの視点・意見を反映する取組を進めます。	企画政策課 子ども家庭支援課
27	子どもの相談体制の充実	①教育相談所の心理相談員による来所相談や電話相談を実施します。	指導室 子ども家庭支援課
		②子どもの相談窓口を充実し、相談しやすい体制づくりを進めます。	
28	青少年専門相談の充実	青少年相談員による、青少年の生活指導などに関する相談を充実します。	指導室
29	スクールカウンセラーの配置	全中学校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談の充実を図ります。	指導室
30	スクールソーシャルワーカー活用事業の導入	市専属のスクールソーシャルワーカーの配置により教育相談体制の充実を図ります。	指導室

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
31	いじめ、不登校、児童虐待などへの取組	①教員研修や教育相談活動の充実を図るとともに、教育相談所と連携し、学校への心理相談員の派遣やスクールカウンセラーの配置を充実し、いじめや不登校などの問題に取り組みます。	指導室 子ども家庭支援課 指導室
		②「要保護児童対策地域協議会」を中心として、各関係機関が連携した取組を進めます。	
		③小・中学校一貫教育を通して、小学校から中学校へ進学する際の児童の心理的不安の軽減に努めます。	
32	適応指導教室の設置 (ふれあい学級)	①不登校の状態にある児童に対して、学校復帰を目指した指導や、適応指導教室への入級を推進します。	指導室
		②適応指導教室に通学している児童・生徒に対して、在籍校への復帰支援を行います。	
33	教育相談研修の充実	教育相談所と連携し、教員研修の充実を図ります。	指導室
34	児童の健全育成	①青少年対策各地区委員会の事業を支援していきます。	子ども家庭支援課 市民活動推進課
		②関係各課、機関等との連携を図り、性の逸脱行為や少年非行等の防止の支援を行います。	

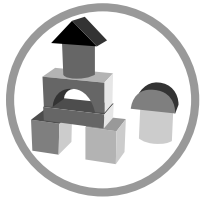


4 子どもの地域での活動を応援するまちづくり

子どもたちが次世代の親になるためには、家庭や地域、学校などのコミュニティにおいて、様々な役割があり、そこで評価され、褒められて自分自身に自信を持ち、大人へ向けて自立するとともに、様々な職業について知り、体験して、自分に合った仕事を見つけていくことが必要です。子どもたちが地域社会に関心を持ち、その中で一定の役割を果たして評価され、行政の仕組みや役割を学んだりする機会や、意見を表明したり、子ども同士で自主的に活動し、自立に向けて経験を積むとともに、職業体験などにより、職業意識を持ち、定職に就くことを支援する取組が求められます。

また、子どもにとって遊びや学び、ふれあいなどができる安心で安全な居場所づくりが必要です。放課後子ども教室など、地域住民の参加と協力を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、交流活動などの取組を実施し、放課後や週末等の子どもたちの適切な遊びや生活の場を確保するなど、子どもの居場所づくりに努めるとともに、このような居場所づくりに必要な人材の確保や育成など地域との連携に努める必要があります。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
35	地域や社会に関する学習機会の充実	①学校教育や社会教育を通して、子どもや女性、市民の権利や、市民の義務などについての学習を充実します。	指導室 社会教育課 市民活動推進課
		②地域での体験学習機会を増やし、学校・家庭・地域が一体となった教育、地域の将来を担う人材の育成を行います。	
		③子ども会活動の支援を行います。	
36	地域コミュニティ活動への子どもの参画促進	①清掃やリサイクルなどの地域維持活動やイベント、福祉ボランティア活動などへの子どもの参画機会の充実を図ります。	子ども家庭支援課 社会教育課
		②子どもへの広報を拡充し、子どもの自主的な参画を促進します。	
37	子どもの祭り・イベントづくり	①祭りやイベントに、子どもが参加できる機会の充実を図ります。	社会教育課 市民活動推進課 子ども家庭支援課
		②青梅市全体で子どもと大人が仲良くふれあえるような楽しいイベントを検討します。	
38	子どもの居場所づくり	子育て支援事業で、放課後・週末などの児童の居場所づくりを目指し、拡充を進めます。	市民活動推進課 子ども家庭支援課
39	中高生の居場所づくり	①総合体育館の個人開故事業を継続します。	スポーツ推進課 社会教育課 子ども家庭支援課
		②中高生の居場所づくりに取り組みます。	
40	職業意識や能力の向上の支援	①小中高生の職業体験機会の充実などにより、自分で自分の進路を選択する力を身につけるキャリア教育の充実を図ります。	商工観光課 指導室
		②関係機関や団体と連携し、高校生や若者の職業能力向上の機会の充実を図ります。	



第2章 子育ての喜びを感じられるまちづくり





第2章 子育ての喜びを感じられるまちづくり

1 男女がともに子育ての喜びを感じられるまちづくり

子育てしながら働いている人への配慮や子育てに対する理解が得られ、すべての人が仕事と生活のバランスがとれた多様な生き方が選択できる社会の実現に向け、住民の意識の向上や事業所等に対するワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発が求められています。

また、男女がともに育児に積極的に参画できるよう、男女問わず育児休業等が取得できる環境づくりを始め、男性の働き方の見直しを含めて、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実が求められています。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
41	子育てにやさしい企業・地域の実現	①関係機関と連携し、市民、事業主などの意識改革のための広報・啓発、情報提供を行います。 ②育児・介護休業制度などの普及・啓発、短時間勤務・フレックスタイム制などの普及を促進します。 ③企業や店舗と協力し子育てにやさしい店や企業づくりへの支援を検討します。	企画政策課 商工観光課 子ども家庭支援課
42	女性の就労の支援	①女性の再雇用や就労、起業を支援する講座や講演会の充実を図ります。 ②働く女性の職業能力開発および就業意欲の向上のため、パソコン教室など学習機会の充実を図ります。	企画政策課 商工観光課
43	家事・育児・家庭教育・地域教育への男性の参画	男女共同による家事・育児への参加促進に向けて、講演会・セミナーなどにより、市民・企業への啓発を行います。	企画政策課
44	仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	ワーク・ライフ・バランス実現のため、企業・市民との協働により、仕事と家庭の両立を支援する様々な取組を行うとともに、制度の周知、啓もうを図ります。	企画政策課 商工観光課 子ども家庭支援課
45	次代の親の育成	①男女がともに子育てや教育に参加し、家族のパートナーシップの強化を促すよう、講座や情報紙などによる啓発を行います。 ②子どもが男女とも家事を手伝うよう、子ども料理教室や家事分担カレンダーの作成・配布、通学合宿の実施などを進めます。	企画政策課 社会教育課
46	男女平等セミナーの開催	第五次青梅市男女平等推進計画にもとづき、セミナーを開催します。	企画政策課
47	青梅市男女平等推進計画の推進	第五次青梅市男女平等推進計画（平成25年度～29年度）にもとづき、各課の実施事業の推進を図るとともに、進ちょく状況報告書を作成し、各事業の内容を確認します。	企画政策課

2 地域・世代間交流を進めるまちづくり

核家族化が進み、子育て不安が高まる中で、子育て中の親は交流機会を増やすことを望んでいます。また、子どもが生きる力を身につけ、自立するためには、多くの大人との交流の中で子どもが育つことが必要です。

本市では各地域において子ども会があり、地域の方々との交流を中心とした活動が行われてきました。しかし、近年、少子化や子ども会を支える親の負担の増加などを背景として子ども会の数の減少や活動の低下が起こっています。地域で子どもを育てていくためには、子ども会の果たす役割は大きなものと考えられることから、今後も子ども会が存続していけるよう人材の確保、育成を始めとした取組を進めるとともに、親子の交流や子どもと高齢者との交流を促進するなど、子育てにおける地域の力を高めていくことが求められます。

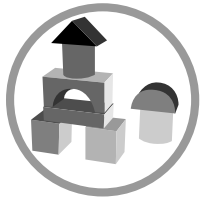
No.	事業名	事業の内容	主な担当課
48	地域・世代間交流事業の推進	①子育て支援施設や学校・保育所など様々な場で、子育て中の父母やNPO法人などの協力を得て、小中高生と乳幼児との交流に取り組みます。 ②昔からの遊びや知恵を伝承する取組など高齢者との世代間交流の実施を進めます。 ③自治会や子ども会など地域との協働事業に取り組みます。 ④運動会、盆踊り、文化祭などの事業をもとに、自治会や子ども会など地域との交流の推進に努めます。 ⑤PTAやNPO法人など地域団体との共催講座の実施を進めます。	子ども家庭支援課 市民活動推進課 社会教育課



3 地域の子育ての場とネットワークづくり

地域の人材や既存施設などの多様な資源を生かしながら、地域の子育て・子育てを支援するボランティアを育成することが大切です。子どもの遊びやスポーツ、イベント、体験活動、地域での見守り、世代間交流など、多様な支援体制づくりが課題です。また、子育てサークル等のネットワークは、子育ての相談や助け合いにとって重要であり、子どもたちが多くの大人たちの中で育つことは、自立に向けて良い経験になります。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
49	地域活動の活性化と地域、学校、行政が協働した取組の推進	①自治会、子ども会などの地域活動を支援するとともに、地域での活動の情報収集とその発信に努めます。	子ども家庭支援課 市民活動推進課
		②地域、学校、行政が一体となったイベントなどの取組を進めます。	
		③子育てサポーター講習、地域ボランティア講習などを実施し、市民ボランティアの育成を図るとともに、ボランティア市民活動などと連携した活用を進めます。	
50	地域住民の主体的活動の支援	①地域での子育て支援活動の促進に向けて、市民センター、自治会館、商店街の空き店舗、高齢者福祉施設などを活用し、乳幼児から高齢者まで気軽に交流できるサロン（広場）の設置など地域支援を進めます。	商工観光課 子ども家庭支援課 高齢介護課 市民活動推進課
		②「子育てネット」などを活用し、子育てサークル等のネットワークの育成を図ります。	
51	青少年リーダーの育成	小学生から高校生までの異年齢集団による様々な体験活動を通じ子ども会・地域活動における青少年リーダーの育成を図ります。	社会教育課
52	地域のボランティアの育成	①各施設を中心に、地域教育を協働できる体制づくりを検討します。	市民活動推進課
		②社会福祉協議会等と連携し、地域のボランティアの育成に努めます。	
53	子育てボランティアの育成	子育て支援センター、永山ふれあいセンターなどの親子ふれあい事業やNPO法人の活動支援などを通じて、市民相互の子育て支援グループの育成を図ります。	子ども家庭支援課 市民活動推進課



第3章 すべての子育て家庭を支援する地域づくり





第3章 すべての子育て家庭を支援する地域づくり

1 子育て相談・情報提供体制の充実

子ども家庭支援センターを始め、保育所、幼稚園、健康センター、保健所、学校などにおいて、身近で気軽に相談できる子育て相談の場の充実が望まれています。

今後は情報提供の一層の充実とともに、総合的な相談窓口と地域ごとに窓口を設置するなどの相談体制の整備が必要になります。

インターネットや電話を利用した情報提供・相談の充実や、「待つ」相談体制だけではなく、孤立している親たちを支援する「地域に向く」相談体制についても検討が必要です。

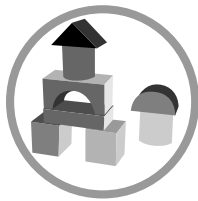
No.	事業名	事業の内容	主な担当課
54	保育所相談体制の充実	地域ごとの相談体制の確立を目指し、相談体制の周知、職員の適正な配置と職員研修の充実による認識の向上に努め、内容の充実を図ります。	子ども家庭支援課
55	相談サービスネットワークの整備	子ども家庭支援センターを拠点とし、子育て支援センター、永山ふれあいセンター、子育てひろばなどのネットワークを通じて子育て相談体制の充実を図ります。	子ども家庭支援課
56	指導・相談体制の充実	①育児不安への対応などを中心に、個別相談の実施を充実します。 ②いじめや不登校の相談など教育相談の充実を図ります。	子ども家庭支援課 健康課 指導室
57	子育て支援講座の充実	子育てを支援する講座の充実に努めます。	子ども家庭支援課 社会教育課
58	親子サロン・赤ちゃんサロンの充実	子どもを遊ばせながら、親同士の交流や子育て相談の充実を図ります。	子ども家庭支援課
59	子育てひろば事業などの活用	絵本の読み聞かせなどを通じ、絵本と出会う機会づくりと親子の交流を進めます。	子ども家庭支援課 中央図書館管理課 健康課
60	こんにちは赤ちゃん事業の充実	民生・児童委員の協力により、乳児家庭への全戸訪問を行い、子育て支援情報の提供を行うとともに、子育て家庭の孤立化を防ぎ、地域につなげる第一歩としていきます。また、訪問時の配布物は青梅市ならではのものを活用するなど、事業の充実を図っていきます。	子ども家庭支援課



2 子育て支援サービスの充実

保護者の経済的な負担を軽減するため、各種の支援策が求められています。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
61	幼稚園、小学校の連携の推進	幼稚園と小学校との連携に向けて、各幼稚園への情報提供を行います。	子育て推進課
62	子育て世帯への支援	おむつごみの無料化など子育て世帯を支援します。	清掃リサイクル課



第4章 働きながら子どもを育てる家庭への 支援の充実



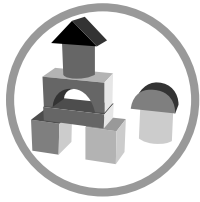


第4章 働きながら子どもを育てる家庭への 支援の充実

1 保育サービスの充実

保育所において多様なサービスを提供できる体制を整え、保育ニーズに対応していくことが必要です。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
63	保育所の情報提供	保護者に対し、保育所の情報提供を充実、強化します。	子育て推進課
64	夜間保育事業の促進	関係保育所と実施について検討します。	子育て推進課
65	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)の検討	関係保育所と実施について検討します。	子育て推進課



第5章 母と子の健康づくり





第5章 母と子の健康づくり

1 保健・医療体制の充実

核家族が増えるとともに、悩みや不安を持つ親が増えており、母子保健、小児医療などの適切な対応が求められています。

本市では、青梅市健康センターを拠点にして各種保健事業を行うとともに、日曜日、祝日等の救急患者のために青梅休日診療所・東青梅休日歯科診療所を設置しており、さらに青梅市立総合病院等で救急医療体制をとっています。

今後も子どもの健康の維持を図るとともに、安心して子育てができるよう小児の保健・医療体制の充実が必要です。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
66	休日診療の実施	日曜日、祝日、年末年始に急病患者に対し、健康センター内青梅休日診療所および東青梅休日歯科診療所において内科・小児科、歯科の診療を実施します。	健康課
67	平日夜間診療の実施	平日の夜間に急病患者に対し、健康センター内青梅休日診療所において内科、小児科の診療を実施します。	健康課
68	市内医療機関の診療の実施	小児科を標ぼうしている市内の医療機関において診察します。また、青梅市立総合病院等において、第二次救急医療体制および第三次救急医療体制をとっています。	健康課

2 母と子の健康づくり支援の充実

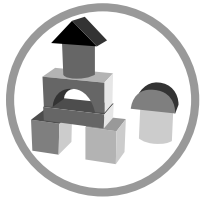
母と子の健康づくりを推進するため、母子保健事業については、青梅市健康センター、子ども家庭支援センターおよび各医療機関で連携し、生涯を通じた健康づくり、疾病予防を行い、総合的な健康づくりを目指す視点から、多様な支援を実施することが必要です。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
69	むし歯予防教室の開催	8～12か月の子どもと親を対象に、むし歯予防教室を実施します。また、永久歯のほう出開始時期である5歳児に対し、むし歯予防教室（ビーバークラス）を実施します。	健康課
70	「食育」の推進	望ましい食習慣の定着のための学習機会や情報の提供（乳幼児～思春期、妊娠期）を充実します。	健康課

3 思春期保健対策の推進

思春期は来るべき青年期に向けて自立の準備を行う転換期であり、睡眠不足や食生活の乱れ、喫煙や飲酒、薬物乱用など体や心の健康の問題を抱えやすい時期でもあり、子どもたちが正しい知識や生活習慣を身につけ、自らの健康づくりができるよう支援していくことが重要です。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
71	思春期保健対策の推進	①発達段階に応じた適正な性教育を行います。 ②喫煙・薬物乱用防止等の教育を充実します。 ③心の問題について相談体制の整備を図り、教育相談活動の充実に努めます。 ④市内の中学生を対象とした、薬物乱用防止のポスター・標語の募集を実施します。 ⑤市民を対象とした薬物乱用防止の啓発活動を実施します。 ⑥東京都薬物乱用防止推進青梅・奥多摩地区協議会を開催し、薬物乱用防止に向けた取組の検討を行います。	健康課 指導室



第6章 支援が必要な子どもと家庭への支援の充実





第6章 支援が必要な子どもと家庭への支援の充実

1 子どもの虐待防止の取組の充実

「児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える」（児童虐待の防止等に関する法律）ことから、様々な問題を抱える家族や子どもへの虐待ケースなど、総合的な相談ができる窓口体制の充実を図るとともに、保護者の育児不安やストレスの解消、虐待の早期発見と児童の保護、子どもが暴力から自分を守るための知識や技能の習得などが求められています。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
72	被害に遭った子どもの支援	児童虐待などの被害に遭った子どもに対し、カウンセリングなどの支援を行います。また保護者に対しては、家庭環境の改善に向けた指導・支援を行うとともに、学校や児童相談所、医療機関などの関係機関と、再発防止に向けた連携を充実させます。	子ども家庭支援課 健康課 指導室 障がい者福祉課

2 ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭や養育者家庭の家事や子育ての援助が必要な家庭に対し支援するとともに、自立へ向けた安定的な就業支援や経済的な支援などが求められます。特に、父子世帯については、子どもの世話など子育て支援が求められます。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
73	ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭等の自立のためハローワークと連携した、自立支援プログラム事業を継続実施するとともに、資格の取得や教育訓練実施に対する支援を行います。	子ども家庭支援課 子育て推進課

3 障害のある子どものいる家庭への支援の充実

障害や発達に遅れのある子どもの保護者の中には、介護や療育、障害のない子どもとの交流などにおいて、様々な問題に直面しており、重い負担を背負っている人も少なくありません。このため、障害福祉サービス等によって子どもの生活支援が十分に行われることはもとより、各種相談体制の充実を図るなど障害の早期発見、早期療育に努めるとともに、障害のある子どもの社会的自立に対する支援を充実させることが必要となります。また、障害のある子どもが入所・入学した場合に対応できる保育士・教師の確保や、特別支援教育の展開に向けて保護者に対する理解と啓発を図ることも重要です。

学校、家庭、地域および、関係機関等との連携のもと、障害や発達に遅れのある子ども

に対して、誕生から社会的自立に至るまでの一貫した支援を行っていくことが求められます。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
74	支援を必要とする子どもと家庭の早期発見・早期支援	各種の健診、新生児訪問事業やこんにちは赤ちゃん事業など様々な機会を通じて、支援を必要とする子どもと家庭の早期発見、早期支援に努めます。	健康課 子ども家庭支援課 障がい者福祉課
75	障害児施策の充実	保健・医療・福祉・教育等が連携し、障害児の健全発達支援と生活支援を図るとともに、学習障害等への教育的支援を行います。また、特別支援教育への就学奨励を図るため、保護者の経済的支援を図ります。	障がい者福祉課 健康課 教育総務課 教育指導担当
76	特別支援教育の推進	①障害のある児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長するため、学校・家庭・地域および関係機関との密接な連携のもとに、乳幼児期から学校卒業後までのライフステージを見通し、施設の整備を含めた特別支援教育の展開を目指します。 ②リーフレットによる理解・啓発と保護者、市民向けの研修会の充実を図ります。	施設課 教育指導担当 障がい者福祉課
77	心身障害者(児)緊急一時保護事業の実施	障害者(児)を在宅で介護している保護者が、疾病などの理由により介護することが困難になった場合に、福祉員を派遣し、一時的な保護を行います。	障がい者福祉課
78	心身障害者(児)居宅介護事業の実施	障害者総合支援法の施行に伴い、障害支援区分にもとづき、法に定める居宅介護サービスのうち必要な支援を実施します。	障がい者福祉課
79	私立幼稚園への支援	心身障害児教育事業費補助を行い支援します。	子育て推進課
80	就学前の心身障害児の通所による訓練の実施(しろまえ児童学園)	就学前の心身に障害のある児童に対し、通園により日常生活の基本的動作の指導や集団生活への適応訓練等を実施します。	障がい者福祉課
81	地域活動支援センター事業の充実	地域で生活している障害者(児)およびその家族や高次脳機能障害等の新たな障害に対して、相談支援体制を整備し、必要な支援を行います。	障がい者福祉課
82	障害のある児童の居場所づくり	障害のある児童の放課後の居場所を整備し、安心して活動できる場所を提供します。	障がい者福祉課



第4部 計画の推進体制



計画の推進体制

1 計画の推進

本計画では、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容およびその時期などを決めました。計画の推進にあたっては、保育・教育事業に対する市民のニーズに応じていくため、必要なサービスの量の確保・拡大と多様化も含む質の向上の実現を目指していきます。

このため、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、市民などの多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

(1) 市民の参画と協働

子ども・子育てをめぐる問題は、地域や社会の仕組み全体と大きくかかわりを持っています。そのため、子育てを単に家庭だけの問題としてとらえるのではなく、地域や関係機関との連携のもと、また、子育てボランティアやNPOなど協働で取り組み、この計画を推進していきます。

(2) 計画の推進体制

子ども・子育て支援新制度における教育・保育、地域子育て支援事業の各種施策や、次世代育成支援行動計画を継承する施策事業は、福祉、保健、医療、教育、商工労働、まちづくりなど広範囲にわたり、それぞれが連携をとりながら基本理念に沿った事業を展開することが必要です。

また、若者の自立や子どもの貧困といった新たな課題に対する施策には、教育委員会（学校）との連携は不可欠です。

計画の着実な実行を促し、その目標を達成するためには、共通の課題意識を持ち、横断的に取り組んでいくことが大切です。

2 それぞれの分野での役割

子ども・子育ての各種施策が円滑かつ確実に実施され機能を発揮させるには、体制の整備だけでなく、市民、家庭、施設、地域、企業、行政それぞれの分野がしっかりとした自覚を持ち、社会全体としての共通認識を持たなければなりません。

(1) 市民の役割

これまでの多くは、行政が公共サービスを担い、市民はサービスの受け手という形で展開してきました。

しかし、地方分権が進展する中、魅力あふれるまちを築くためには、地域の特性を生かしたまちづくりや、地域を知り、地域に愛着を持つ市民によるまちづくりが求められています。また、市民ニーズや価値観の多様化、複雑化が進む中、行政だけでは地域の課題にきめ細かく対応することが困難になってきました。

一方、市民による社会貢献活動への参加意欲が高まり、市民の間にも、地域の様々な課題を自発的な取組によって解決していこうという機運が広がりつつあります。

子ども・若者は地域に明るさと喜びをもたらす貴重な存在であるとともに、市民一人ひとりが子育てや子ども・若者の育ちや自立に関心を持ち、支えていくことが求められています。

(2) 家庭の役割

家庭は、社会を組織する基礎的な集団であり、子どもが生まれ育つ上で最も重要な役割を担っています。保護者は、子育てについての第一義的な責任を有するものであり、家庭が子どもの人格形成や基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持つことを認識しなければなりません。

子どもの思いやりや自主性、責任感などを育む家庭機能の充実を図り、地域と連携し、家族が親密なふれあいを保ち、相互に助け合える人間関係の形成に努めることが大切です。この認識のもと、子どもの思いやりや自主性、責任感などを育むよう、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが大切です。

(3) 教育等の役割

保育所、幼稚園、学校は、子どもの健やかな成長の過程で最も重要な時期を過ごす場であり、子どもたちが心豊かに主体的、創造的に生きていくための基礎的な資質や能力を育む場です。

さらに、集団生活を通して集団の一員としての自覚を持ちながら、望ましい人間関係を育成し、社会規範意識を習得する場でもあります。

人間性や社会性を十分に育むことができるよう、家庭や地域社会と協調・連携し、地域における子育て支援機関として、多様な体験を通じて、「生きる力」を身につけられるよう教育を推進していく必要があります。

(4) 地域の役割

地域社会は、地域に住むすべての人が健全な生活を営み、充実した日々を過ごすための大切な場です。

また、地域にとって、子どもや青少年は次代を担う、かけがえのない「宝」であるという認識のもと、子どもの成長や青少年の交流を見守り、育んでいくことが必要です。

地域社会は、そこに住む人々が日々充実した健全な生活を営んでいくための大切な場であり、子どもは、地域社会とのかかわりの中で社会性を身につけて成長していきます。



こうしたことから、すべての子どもが地域の人々との交流を通して健全に成長できるよう、近隣同士のつながりを深め、自治会など地域における各種の組織・団体が相互に連携し、家庭や行政では十分に行えない部分について手を差し延べ、積極的な活動を展開することが期待されます。

また、家庭における子育て機能の低下が言われている中、子育てのための相互支援活動に積極的に取り組むなど、子育て家庭を地域ぐるみで応援していくことが大切です。

(5) 企業の役割

企業は、夫婦の共働きが増大する中で、従業員に対して積極的な子育て支援で担う役割も増大しています。

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするなど、ゆとりある働き方が可能な就業環境や条件の整備を進めることが期待されます。職業生活と家庭生活との調和を保ち、就業環境・条件の整備を推進するとともに、子育てにやさしい環境づくりに努め、社会に貢献する必要があります。

また、地域社会の一員として、子育てにかかわる自主的な活動を展開するなど、地域社会へのより一層の貢献と参画に努めることが必要です。

(6) 行政の役割

市は、この計画の内容を広く市民に知らせるとともに、家庭、学校、地域、企業と調整、連携しながら、保育、地域の子育て支援、母子保健、学校・家庭教育、子ども・若者などの支援をきめ細かく展開することが求められており、「仕事」、「保健・医療」、「子育て」、「教育」、「男女共同参画」、「環境」などの幅広い視点から総合的に少子化対策を推進しなければなりません。

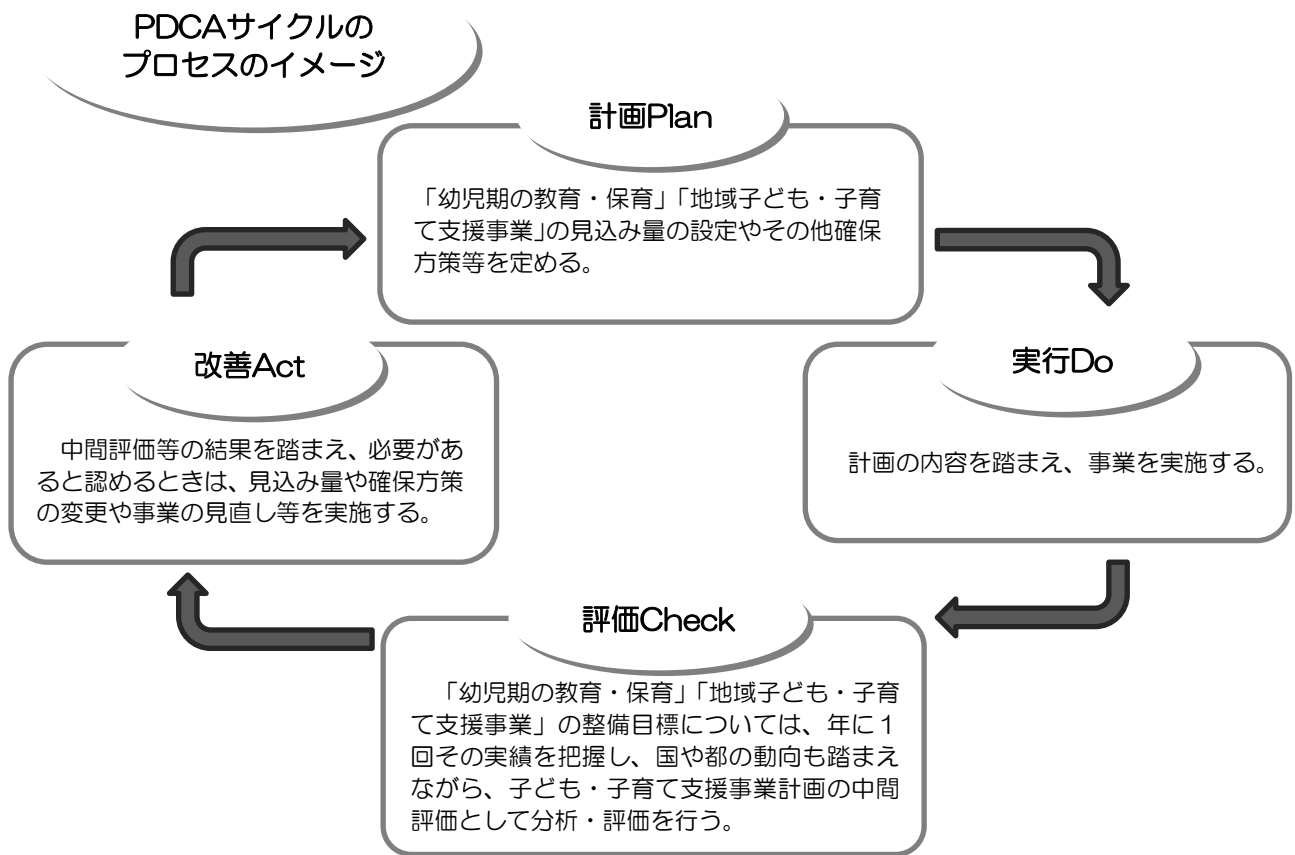
施策・事業の実施主体として全庁的な体制で取り組むとともに、関係機関・団体等との連携のもと、各担当課が共通認識のもと、地域の実情や住民のニーズに応えるよう効果的に着実に施策を推進する必要があります。

3 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画にもとづく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「青梅市子ども・子育て会議」や、庁内組織である「青梅市子ども・子育て支援事業計画検討委員会」において、PDCAサイクルのプロセスにより、その進捗状況を確認・評価していきます。

また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、検証した結果にもとづき、必要に応じ改善を図るため、第3部も含め、計画期間中であっても、各年度施策の検証を行い、必要な見直しを行うこととします。





資料編



1 子ども・子育て支援法（抜粋）

（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）

最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

- 2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。
- 3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(基本指針)

- 第六十条** 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
 - 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
 - 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
 - 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
 - 3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。



(市町村子ども・子育て支援事業計画)

- 第六十一条** 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律

の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。



2 計画策定の経過

年月日	青梅市子ども・子育て支援事業計画検討委員会等	年月日	青梅市子ども・子育て会議
平成25年 6月24日	平成25年度第1回 ・今までの経過と今後の予定について ・部会について ・ニーズ調査について ・子ども・子育て会議への諮問について		
7月	青梅市子ども・子育て会議条例施行		
8月 7日	平成25年度第2回 ・諮問文書（案）について ・ニーズ調査実施対象範囲について ・ニーズ調査票について	8月27日	平成25年度第1回 ・人口減少、少子化の背景について ・基本方針について ・ニーズ調査（案）について ・今後のスケジュールについて
9月26日	平成25年度第3回 ・ニーズ調査票について	10月11日	平成25年度第2回 ・青梅市の現状についての報告 ・次世代育成支援行動計画について ・ニーズ調査（案）について
11月11日 ～12月13日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査実施		
12月25日	平成25年度第4回 ・ニーズ調査結果について ・教育・保育の提供区域分けについて ・法令整備について		
平成26年 2月14日	平成25年度第5回 ・教育・保育提供区域の設置について	2月18日	平成25年度第3回 ・委員提出資料について ・ニーズ調査結果について ・教育・保育提供区域設定について
2月26日	平成25年度第6回 ・ニーズ調査票の結果について ・教育・保育提供区域の設置について	3月14日	平成25年度第4回 ・ニーズ調査結果について ・教育・保育提供区域設定について
4月17日	平成26年度第1回 ・子ども・子育て新制度について ・各子育て支援事業の提供体制について	4月24日	平成26年度第1回 ・事業計画について
		5月23日	平成26年度第2回 ・事業計画について
		6月20日	平成26年度第3回 ・事業計画について ・条例（案）について

年月日	青梅市子ども・子育て支援事業計画検討委員会等	年月日	青梅市子ども・子育て会議
7月 2日	平成26年度第2回 ・(仮称) 青梅市子ども・子育て支援事業計画に対するパブリックコメントの実施について ・条例の制定について	7月18日	平成26年度第4回 ・事業計画について ・条例(案)について
7月28日 ~8月15日	パブリックコメント実施		
		8月29日	平成26年度第5回 ・パブリックコメントについて ・事業計画について
		10月 7日	平成26年度第6回 ・事業計画について
		10月28日	平成26年度第7回 ・事業計画について
		11月14日	平成26年度第8回 ・事業計画について



3 青梅市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定にもとづき、青梅市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、青梅市長（以下「市長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 青梅市が定める子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項および当該施策の実施状況に関する事。

(委員)

第3条 子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから、12人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 子どもの保護者 2人以内
- (3) 事業主を代表する者 1人
- (4) 労働者を代表する者 1人
- (5) 子育て支援に関する事業に係る者 7人以内

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長および副会長)

第4条 子育て会議に、会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議は、市長が招集し、会長が議長となる。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、子育て推進担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱する委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。



4 青梅市子ども・子育て会議委員名簿

任期：平成25年7月1日～平成27年3月31日

区 分	職 名	氏 名	備 考
学識経験者	杏林大学准教授	◎熊井 利廣	
子どもの保護者	市民委員	網野 絵美	
	市民委員	宇治山 義章	
事業主を代表する者	青梅商工会議所常議員 嶋崎税務会計事務所副所長	嶋崎 雄幸	
労働者を代表する者	青梅商工会議所 地域振興課長	大野 哲明	
子育て支援に関する 事業に関係する者	青梅市保育園理事長会副会長 上長湊保育園理事長	岩浪 良夫	
	青梅市保育園連合会理事 畑中保育園長	大木 君江	
	青梅私立幼稚園協会副会長 ねむのき幼稚園長	塩野 治	
	青梅市小学校長会副会長 青梅市立吹上小学校 校長	佐藤 有功	～H26.4.30
	青梅市小学校長会副会長 青梅市立第二小学校 校長	仁藤 茂則	H26.5.1～
	青梅市社会福祉協議会会長	○大越 正則	～H26.7.31
	青梅市社会福祉協議会 常務理事	○下田 掌久	H26.8.1～
	青梅市民生児童委員 合同協議会副会長	羽生 凱哉	～H25.11.30
	青梅市民生児童委員 合同協議会理事	児島 勢津子	H25.12.1～
	特定非営利活動法人 青梅こども未来代表理事	稲葉 恭子	

◎：会長 ○：副会長、職名は在任中のもの

5 青梅市子ども・子育て支援事業計画検討委員会設置要綱

平成25年6月1日

実施

改正 平成26年4月1日

1 設置

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項の規定にもとづく青梅市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）の策定に必要な事項の検討および事業計画の実施状況の検証のため、青梅市子ども・子育て支援事業計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業計画の策定に関すること。
- (2) 事業計画の実施状況の検証に関すること。
- (3) その他委員会の設置目的を達成するのに必要な事項に関すること。

3 組織

- (1) 委員会は、委員11人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。

ア 委員長 子ども家庭部長

イ 副委員長 健康福祉部長

ウ 委員 企画政策課長、市民活動推進課長、スポーツ推進課長、障がい者福祉課長、健康課長、子育て推進課長、子ども家庭支援課長、教育総務課長および社会教育課長

- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を臨時委員として委員会の会議に出席させることができる。

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 部会

- (1) 事業計画の検討事項についての調査および研究ならびに事業計画の実施状況の検証を行うため、委員会に部会を置く。

- (2) 部会は、次の14人以内をもって組織する。

ア 部会長 子育て推進課長

イ 副部会長 部会長が指名する職員

ウ 部会員 委員会の各委員が推薦する職員

- (3) 前号の規定にかかわらず、部会長は、必要があると認めるときは部会員以外の者を臨時部会員として部会の会議に出席させることができる。

- (4) 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。



7 報告

委員会は、必要に応じて委員会の検討および検証の経過および結果を青梅市長に報告する。

8 庶務

委員会および部会の庶務は、子育て推進担当課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

10 実施期日

この要綱は、平成25年6月1日から実施する。

11 経過措置

この要綱の一部改正は、平成26年4月1日から実施する。

6 青梅市子ども・子育て支援事業計画検討委員会委員名簿

(1) 平成25年度委員

役 職 名	氏 名
子ども家庭部長	◎神尾 和弘
健康福祉部長	○松岡 俊夫
企画調整課長	小山 高義
市民活動推進課長	石川 裕之
体育課長	並木 伸二
障がい者福祉課長	川杉 桂一郎
健康課長	斎藤 剛一
子育て推進課長	原島 和久
子ども家庭支援課長	関塚 浩
総務課長	宇津木 博宣
社会教育課長	朱通 智

◎：委員長 ○：副委員長

(2) 平成26年度委員

役 職 名	氏 名
子ども家庭部長	◎恒益 基樹
健康福祉部長	○志村 正之
企画政策課長	小山 高義
市民活動推進課長	石川 裕之
スポーツ推進課長	橋本 雅之
障がい者福祉課長	木村 芳夫
健康課長	川杉 桂一郎
子育て推進課長	原島 和久
子ども家庭支援課長	関塚 浩
教育総務課長	荒井 ヒロミ
社会教育課長	島田 登美子

◎：委員長 ○：副委員長



7 青梅市子ども・子育て支援事業計画検討委員会部会員名簿

(1) 平成25年度部会員

役 職 名	氏 名
子育て推進課長	◎原島 和久
子ども家庭支援課長	○関塚 浩
企画調整課企画調整担当主査	谷合 一秀
市民活動推進課地域支援係長	金子 智
体育課管理係長	小山 幹三
障がい者福祉課庶務係長	森田 欣裕
健康課母子保健係長	須崎 満
子育て推進課子育て推進係長	佐々木 良介
子育て推進課助成係長	原 智美
子育て推進課保育・幼稚園係長	坂本 智
子ども家庭支援課支援係長	浜野 雅行
子ども家庭支援課青少年担当主査	雨倉 祥夫
総務課庶務係長	永澤 雅文
社会教育課生涯学習推進係長	浅田 武

◎：部長 ○：副部長

(2) 平成26年度部会員

役 職 名	氏 名
子育て推進課長	◎原島 和久
子ども家庭支援課長	○関塚 浩
企画政策課企画政策担当主査	谷合 一秀
市民活動推進課地域支援係長	金子 智
スポーツ推進課管理係長	小山 幹三
障がい者福祉課庶務係長	森田 欣裕
健康課母子保健係長	須崎 満
子育て推進課子育て推進係長	佐々木 良介
子育て推進課助成係長	原 智美
子育て推進課保育・幼稚園係長	野澤 隆行
子ども家庭支援課支援係長	浜野 雅行
子ども家庭支援課青少年担当主査	雨倉 祥夫
教育総務課庶務係長	永澤 雅文
社会教育課生涯学習推進係長	木下 政廣

◎：部長 ○：副部長

8 用語解説

<あ行>

M字カーブ (P20 P36)

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することをM字カーブという。

<か行>

合計特殊出生率 (P15 P36)

出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子供を産むのかを推計したもの。

家庭福祉員 (P26 P61 P62 P68)

東京都事業としての「家庭福祉員制度」があり、保育者の資格要件を「保育士、看護師、保健師、助産師、教員及び区市町村が実施する研修修了者で、保育経験を有する者」と規定しており、幼稚園教諭や教員免許を保有し認定を受けている保育者や、子育て経験を条件とした研修受講により認定を受けている保育者。

学童保育所 (P27 P76 P77 P78 P79 81)

共働き家庭や母子・父子家庭の小学生の子どもたちの毎日の放課後（学校休業日は一日）の生活を守る施設。

子ども・子育て関連3法 (P5 P43)

「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号）「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）の3法のこと。

子どもの貧困対策に関する法律 (P99)

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るための法律。

<さ行>

社会的養護 (P89)

社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支



援を行うこと。

小1の壁 (P36 P83)

主に就労している母親が、子どもの小学校入学を期に仕事と育児の両立が困難になること。延長保育制度がある保育所に対して学童保育は終了時間が早いことや、保護者会・授業参観など平日の行事が増えることが原因で仕事を辞めたり、働き方を変えたりすること。

スクールカウンセラー (P103 P104)

近年のいじめの深刻化や不登校児童生徒の増加など、児童生徒の心の在り様と関わる様々な問題が生じていることを背景として、児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家。

スクールソーシャルワーカー (P103)

社会福祉士や精神保健福祉士等が子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整すること。

<た行>

特定教育・保育施設 (P31 P86 P89)

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第27条)

トワイライトステイ (P119)

保護者が仕事等の理由により恒常的に夜間に帰宅するため、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、その児童を児童福祉施設等に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行うサービス。

<な行>

認可保育所 (P25 P29 P44 P54 P55 P56 P57 P58 P68 P69)

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準(施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等)をクリアして都道府県知事に認可された施設。

認定こども園 (P5 P6 P25 P29 P37 P43 P44 P45 P46 P47 P52 P53 P58 P59 P68)

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設。

<は行>**パブリックコメント（意見公募手続）（P7）**

行政機関が規則あるいは命令等の類のものを制定するに当たって、広く公（パブリック）に、意見・情報・改善案（コメント）を求める手続き。

パートナーシップ（P109）

関係者または関係機関が連携・協力し、これによって創出される相乗効果を通して単独では実現困難な事業目的を効果的に達成する仕組みまたは連合体のこと。

‰（パーミル）（P15）

1,000分の幾つであるかを表す語。1,000分の1を1パーミルという。千分率はパーミル（‰）、百分率はパーセント（％）。

P D C Aサイクル（P134）

業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

ファミリー・サポート・センター（P37 P45 P47 P49 P72 P75 P84）

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの。

フレックスタイム制（P109）

1日の労働時間帯を、必ず勤務すべき時間帯（コアタイム）と、その時間帯の中であればいつ出社または退社してもよい時間帯（フレキシブルタイム）とに分け、出社、退社の時刻を労働者の決定に委ねるもの。

放課後子ども総合プラン（P76 P77 P78 P79 P80 P81 P83）

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めること。

放課後児童クラブ（P29 P312 P36 P43 P45 P51 P76 P77 P78 P79 P80 P81 P83）

保護者の就労や疾病などにより、放課後の家庭において健全な育成を受けられない小学生を対象に、生活や遊びの場を提供する場。

**<や行>****幼保一元化 (P36)**

文部科学省所管の幼稚園と厚生労働省所管の保育園の2つの機能の一体化を意味する。子育て支援、過疎地の定員割れ、少子化対策、待機児童の解消などの諸問題を解決する具体策として、幼稚園・保育園両機能をあわせ持つ総合施設「認定こども園」の整備が急がれている。

<ら行>**ライフスタイル (P109)**

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

<わ行>**ワーク・ライフ・バランス (P31 P109)**

「憲章」では、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」



青梅市子ども・子育て支援事業計画

発行日 平成26年12月

発行者 青梅市 編集 青梅市子ども家庭部

住 所 〒198-8701 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

TEL 0428-22-1111 FAX 0428-22-3508



